第II章 地域特性

## 第III章 地域特性

地域特性の把握は，対象事業実施区域が所在する昭和町とその周辺の甲斐市，玉穂町及 び田富町（以下，「関係市町」という。）を対象とする。

## III－ 1 自然的状況

1．気象の状況
甲府地方気象台（位置は図III－2－7．1（pIII－43）参照）における気象の平年値（1984～ 2003年）の状況は，表III－1－1．1及び図III－1－1．1に示すとおりである。

年平均気温は $14.6^{\circ} \mathrm{C}$ で，日最高平均気温の最高が 7 月の $36.6^{\circ} \mathrm{C}$ ，日最低平均気温の最低が 1 月の $-6.8^{\circ} \mathrm{C}$ となっており，一年を通じて気温の較差が大きい。
年降水量は1121．2mmで，9月が 188.3 mm と最も多く，12月が 27.6 mm と最も少ない。
年平均風速は $2.0 \mathrm{~m} / \mathrm{s}$ で， $2 \sim 4$ 月に $2.4 \mathrm{~m} / \mathrm{s}$ と最も強く， 10 ， 11 月に $1.6 \mathrm{~m} / \mathrm{s}$ と最も弱 くなっている。
風向の状況は，図III－1－1．2に示すように，夏季は南よりの風が卓越し，対象事業実施区域付近では南南西 $\rightarrow$ 北北東の風系となっている。一方，冬季は北北西の風が卓越する。対象事業実施区域付近でも北北西 $\rightarrow$ 南南東の風系となっている。

表III－1－1．1 気象の状況

|  |  | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 年 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| $\begin{array}{\|c} \text { 気 } \\ \text { 温 } \\ \left({ }^{\circ} \mathrm{C}\right) \end{array}$ | 平 均 | 2． 8 | 4.1 | 7.9 | 13.9 | 18.2 | 21.8 | 25.5 | 26.7 | 22.8 | 16.4 | 10.4 | 5.0 | 14.6 |
|  | 日最高平均 | 14.2 | 17.6 | 22.4 | 27.8 | 30.7 | 33.6 | 36.6 | 36.5 | 34.8 | 28.2 | 23.3 | 17.6 | 27.0 |
|  | 日最低平均 | －6．8 | －6．1 | －3．3 | 0.9 | 7.4 | 13.2 | 18.3 | 19.2 | 12.8 | 5.3 | －0．7 | －4．8 | 4.6 |
| 平均降水量（mm） |  | 47.1 | 44.7 | 93.0 | 73.2 | 84.1 | 131.1 | 129.5 | 141.0 | 188.3 | 107.6 | 54.1 | 27.6 | 1121.2 |
| 平均風速（m／s） |  | 2． 1 | 2.4 | 2.4 | 2.4 | 2． 2 | 2.0 | 1.9 | 2.0 | 1.7 | 1.6 | 1.6 | 1.8 | 2.0 |

出典：「気象庁ホームページ 電子閲覧室」（気象庁）


図III－1－1．1 気象の状況（甲府地方気象台）
（1984～2003年の平均値）


図III－1－1．2 甲府盆地の風系

## 2．水象の状況

対象事業実施区域及びその周辺は，図III－1－2．1に示すように富士川（釜無川）水系に属している。主要な河川としては，対象事業実施区域西側を釜無川が北から南 へ，笛吹川が南側を西南西へ，また東側を荒川が北から南へ流れている。

対象事業実施区域及びその近辺は，西側を常永川，南を清川排水路（大川），東側 を東花輪川（山伏川）が流れている。これらの河川は，扇状地の伏流水が湧出してで きた河川である。

常永川は釜無川に流入しており，清川排水路及び東花輪川は鎌田川に流入後，笛吹川に流入しており，対象事業実施区域の雨水はこれらの河川•水路に排出される。


## 3．地形及び地質の状況

## （1）地形の状況

対象事業実施区域及びその周辺の地形は，図III－1－3．1に示すとおりであり，釜無川によって形成された扇状地（低地）となっている。釜無川扇状地は傾斜が $1 / 2^{\circ}$ $~ 1 / 4^{\circ}$ と非常に小さく，低平な土地になっている。扇状地上には釜無川の旧流路が放射状に分布しており，その間に旧中州が点在している。

対象事業実施区域はほぼ全域が扇状地で，旧流路が 1 本，堤防（霞堤）が 1 本分布している。

## （2）地質の状況

「土地分類基本調査（甲府）」（昭和59年3月 山梨県）によれば，対象事業実施区域及びその周辺の地形を形成している扇状地は，未固結の沖積堆積物で，層厚は扇状地北側では 20 m 以下であるが，釜無川と笛吹川の合流点付近では最大 100 m にも達する。沖積堆積物は，砂礫を主体とし，ときに砂•粘土を挟んでいる。

## （3）重要な地形及び地質

対象事業実施区域及びその周辺には，文化財保護法•条例による名勝•天然記念物等，第1回自然環境保全調査（環境庁）によるすぐれた自然，第3回自然環境保全基礎調査（環境庁）による自然景観資源，「日本の地形レッドデータブック 第 2 集」（平成14年3月 小泉武栄•青木賢人 古今書院）による保存すべき地形等 の重要な地形及び地質は分布していない。


## 4．動物，植物及び生態系の状況

（1）動 物

## ア。動物の生息環境

山梨県は本州のほぼ中央に位置し，甲府盆地は暖帯地区，東部及び南部は暖帯亜地区にあり，地形的には高山から低山まで広がり，山地は広い樹林地を擁している。 また，富士川（釜無川），笛吹川の二大河川及びその支流が清流を維持しているこ とから，多様な環境を有し，動物相は非常に豊富であるといえる。

対象事業実施区域及びその周辺は，甲府盆地のほぼ中央に位置し，地形は低平で，土地利用は水田や畑地，果樹園の農耕地と住宅，工業団地等の人工的な環境がほと んどであり，陸域環境としては山梨県内でも比較的単調な地域といえる。また，釜無川，笛吹川及びその支流では近年の都市化に伴い，特に支流の小河川では河川構造の人工化による河川環境の単調化，水質の悪化等により水生生物の生息環境が悪 くなってきている。

## 1．哺乳類

山梨県が平成 7 年度から平成 13 年度に実施した環境資源調査（以下，「環境資源調査」という。）によると，昭和町を含む調査区画（東西 10 km •南北 8 km ：昭和町，田富町，玉穂町，甲斐市南部，甲府市南部，御坂町北西部，八代町北西部，境川村北西部，中道町北西部が含まれる。）において生息が確認された哺乳類は，表III－ 1－4．1に示すとおりであり，5目8科12種である。

対象事業実施区域及びその周辺では，森林環境がないことから，これらの哺乳類 のうち大型哺乳類であるニホンイノシシ，ニホンジカ，森林性のムササビは生息し ていないと考えられる。また，同資料で未掲載となっている種のうち，コウモリ類 の生息は不明であるが，ホンドオコジョ，ミヤマムクゲネズミ，ヤマネの重要な種 は，森林や山岳地帯がないため生息していないと考えられる。

表III－1－4．1 哺乳類の生息種

| 目 | 科 | 種 名 |
| :---: | :---: | :---: |
| ウシ目 | イノシシ科 | ニホンイノシシ |
|  | シカ科 | ニホンジカ |
| コウモリ目 | ヒナコウモリ科 | アブラコウモリ＊ |
| ネコ目 | イタチ科 | ホンドイタチ＊，ニホンアナグマ |
|  | イヌ科 | ホンドキツネ＊ |
| ネズミ目 | ネズミ科 | $\begin{aligned} & \text { クマネズミ** ドブネズミ*, ハタネズミ*, } \\ & \text { ハツカネズミ* } \end{aligned}$ |
|  | リス科 | ムササビ |
| モグラ目 | モグラ科 | アズマモグラ＊ |
| 5目 | 8科 | 12種 |

注 1 ）掲載種は，山梨県環境資源調査による昭和町を含むメッシュで生息が確認されている種。
2）＊の種は，昭和町，旧竜王町，玉穂町，田富町のいずれかで確認されている種。
3 ）以下の種は山梨県内で確認されている種であるが，注目すべき種であるため確認場所を掲載していない種である。
－オヒキコウモリ，クビワコウモリ，ヒナコウモリ，フジホオヒゲコウモリ，ヤマコウ モリ，カグヤコウモリ，ホンドオコジョ，ミヤマムクゲネズミ，ヤマネ
出典：「山梨県環境資源調査報告書」（平成15年3月 山梨県森林環境部）

## ウ．鳥 類

環境資源調査によると，調査区画において生息が確認された鳥類は，表III－1－4． 2 に示すとおりであり，12目27科56種である。

対象事業実施区域及びその周辺では，河川や草地•耕地環境が広がっていること から，ほぼ同様な鳥類相がみられるものと考えられる。また，同資料で未掲載とな っているオオタカ，ハイタカ等の猛禽類，コアジサシ，オオジシギ等も対象事業実施区域及びその周辺でみられる可能性がある。

表III－1－4．2 鳥類の生息種

| 目 | 科 | 種 名 |
| :---: | :---: | :---: |
| カイツブリ目 | カイツブリ科 | カイツブリ |
| ペンギン目 | ウ科 | カワウ |
| コウノトリ目 | サギ科 | アオサギ，ゴイサギ，コサギ，ダイサギ |
| 力モ目 | カモ科 | アイガモ，アメリカヒドリ，オナガガモ，カルガモ， カワアイサ，コガモ，ハシビロガモ，ヒドリガモ， ホシハジロ，マガモ |
| 夕力目 | タカ科 | オジロワシ，トビ，ノスリ |
|  | ハヤブサ科 | チョウゲンボウ |
| キジ目 | キジ科 | キジ |
| ツル目 | クイナ科 | バン |
| チドリ目 | シギ科 | イソシギ，ハマシギ |
|  | チドリ科 | イカルチドリ，タゲリ |
| ハト目 | ハト科 | キジバト，ドバト |
| キツツキ目 | キツツキ科 | コゲラ |
| スズメ目 | アトリ科 | カワラヒワ |
|  | ウグイス科 | ウグイス，オオヨシキリ |
|  | エナガ科 | エナガ |
|  | カラス科 | オナガ，ハシブトガラス，ハシボソガラス |
|  | シジュウカラ科 | シジュウカラ，ヤマガラ |
|  | セキレイ科 | キセキレイ，セグロセキレイ，ハクセキレイ |
|  | ツグミ科 | ジョウビタキ，ツグミ |
|  | ツバメ科 | イワツバメ，コシアカツバメ，ツバメ |
|  | ハタオリドリ科 | スズメ |
|  | ヒバリ科 | ヒバリ |
|  | ホオジロ科 | アオジ，オオジュリン，カシラダカ，ホオジロ |
|  | ムクドリ科 | ムクドリ |
|  | メジロ科 | メジロ |
|  | モズ科 | モズ |
| ブッポウソウ目 | カワセミ科 | カワセミ |
| 12目 | 27科 | 56種 |

注1）掲載種は，山梨県環境資源調査による昭和町を含むメッシュで生息が確認されている種。
2 ）以下の種は山梨県内で確認されている種であるが，注目すべき種であるため確認場所を掲載していない種である。
－オオタカ，クマタカ，ハイタカ，ハチクマ，ハヤブサ，コアジサシ，オオジシギ，サ ンショウクイ，ノジコ，アカモズ，ブッポウソウ
出典：「山梨県環境資源調査報告書」（平成 15 年 3 月 山梨県森林環境部）

## 工。爬虫類

環境資源調査によると，調査区画において生息が確認された爬虫類は，表III－1－ 4．3に示すとおりであり，2目5科7種である。

対象事業実施区域及びその周辺では，河川や草地•耕地環境が広がっていること から，ほぼ同様な爬虫類相がみられるものと考えられる。また，同資料で未掲載と なっているスッポンも対象事業実施区域及びその周辺でみられる可能性がある。

表III－1－4．3 爬虫類の生息種

| 目 | 科 | 種 名 |
| :---: | :---: | :---: |
| カメ目 | イシガメ科 | イシガメ＊，クサガメ |
|  | ヌマガメ科 | ミシシッピアカミミガメ |
| 有鱗目 | カナヘビ科 | ニホンカナへビ＊ |
|  | トカゲ科 | ニホントカゲ |
|  | ナミヘビ科 | アオダイショウ＊，シマヘビ |
| 2目 | 5科 | 7 種 |

注1）掲載種は，山梨県環境資源調査による昭和町を含むメッシュで生息が確認されている種。
2）＊の種は，昭和町，旧竜王町，玉穂町，田富町のいずれかで確認されている種。
3 ）以下の種は山梨県内で確認されている種であるが，注目すべき種であるため確認場所を掲載していない種である。
－スッポン
出典：「山梨県環境資源調查報告書」（平成15年3月 山梨県森林環境部）

## 才。両生類

環境資源調査によると，調査区画において生息が確認された両生類は，表III－1－ 4． 4 に示すとおりであり， 1 目 4 科 5 種である。

対象事業実施区域及びその周辺では，河川や草地•耕地環境が広がっていること から，ほぼ同様な両生類相がみられるものと考えられる。

表III－1－4．4 両生類の生息種

| 目 | 科 | 種 名 |
| :---: | :---: | :---: |
| 無尾目 | アオガエル科 | カジカガエル |
|  | アカガエル科 | ウシガエル＊，トノサマガエル |
|  | アマガエル科 | ニホンアマガエル＊ |
|  | ヒキガエル科 | アズマヒキガエル |
| 1目 | 4科 | 5 種 |

注1）掲載種は，山梨県環境資源調査による昭和町を含むメッシュで生息が確認されている種。
2）＊の種は，昭和町，旧竜王町，玉穂町，田富町のいずれかで確認されている種。
出典：「山梨県環境資源調査報告書」（平成15年3月 山梨県森林環境部）

## 力。昆虫類

環境資源調査によると，昭和町，旧竜王町，玉穂町，田富町において生息が確認 された昆虫類（蝶類）は，表III－1－4．3に示すとおりであり，6科16種である。

対象事業実施区域及びその周辺では，河川や草地•耕地環境が広がっていること から，ほぼ同様な蝶類相がみられるものと考えられる。

表III－1－4．5 昆虫類の生息種

| 目 | 科 | 種 名 |
| :---: | :---: | :---: |
| 燐翅目 | セセリチョウ科 | イチモンジセセリ |
|  | アゲハチョウ科 | キアゲハ，ホソオチョウ |
|  | シロチョウ科 | モンキチョウ，キチョウ，スジグロシロチョウ |
|  | シジミチョウ科 | $\begin{aligned} & \text { ツバメシジミ, ウラナミシジミ, ベニシジミ, } \\ & \text { ヤマトシジミ } \end{aligned}$ |
|  | タテハチョウ科 | ヒメアカタテハ，ゴマダラチョウ，キタテハ |
|  | ジャノメチョウ科 | $\begin{aligned} & \text { クロヒカゲ, ヒメジャノメ, } \\ & \text { ヒメウラナミジャノメ } \\ & \hline \end{aligned}$ |
| 1目 | 6科 | 16種 |

注）掲載種は，山梨県環境資源調査による昭和町，旧竜王町，玉穂町，田富町で生息が確認さ れている種。
出典：「山梨県環境資源調査報告書」（平成15年3月 山梨県森林環境部）

また，「第2回自然環境保全基礎調査 山梨県動植物分布図」（昭和56年 環境庁）によれば，図III－1－4．1に示すとおり，対象事業実施区域周辺には，指標昆虫（注）としてゲンジボタル，特定昆虫（注）としてシロタニガワカゲロウ（B），オウ トウショウジョウバエ（B），アメリカシロヒトリ（B），マメコバチ（C），キ ボシカミキリ（ B ），ブドウトラカミキリ（ B ）の生息が報告されている。

注）指標昆虫：分布域が広く，比較的なじみがあり，かつ全体として山地から平地まで の良好な自然環境の指標となる昆虫
特定昆虫：選定基準により都道府県毎に選定された昆虫
A：日本国内では，そこにしか産しない種
B：分布域が国内の若干の地域に限定されている種
C：比較的普通種であっても，北限•南限など分布限界になる産地にみ られる種
D：当該地域において絶滅の危機に瀕している種
E：近年当該地域において絶滅したと考えられる種
F：業者及びマニアなどの乱獲のため，当該地域での個体数の著しい減少が心配される種
G：環境指標として適当であると考えられる種


## キ．魚 類

環境資源調査によると，調査区画において生息が確認された魚類は，表III－1－4． 6 に示すとおりであり，5目9科27種である。

対象事業実施区域及びその周辺では，釜無川，笛吹川の大河川及びそれらに注ぐ小河川が数多く存在し，農耕地も広がっていることから，アマゴ，ヤマメを除いて ほぼ同様な魚類相がみられるものと考えられる。また，同資料で未掲載となってい るゼニタナゴ，タナゴ等も対象事業実施区域及びその周辺でみられる可能性がある。

表III－1－4． 6 魚類の生息種

| 目 | 科 | 種 名 |
| :---: | :---: | :---: |
| コイ目 | コイ科 | $\begin{aligned} & \text { アブラハヤ*, ウグイ*, オイカワ*, カマツカ* } \\ & \text { ギンブナ*, ゲンゴロウブナ, } \\ & \text { コイ* (ヒゴイ, ニシキゴイを含む) , , ショ゙ィ* } \\ & \text { タイリクバラタナゴ, タモロコ*, ニゴイ* } \\ & \text { ハス*, フナsp.* (キンギョを含む) , モツゴ* } \end{aligned}$ |
|  | ドジョウ科 | シマドジョウ＊，スジシマドジョウ，ドジョウ＊ |
| サケ目 | アユ科 | アユ＊ |
|  | サケ科 | アマゴ，ヤマメ |
| スズキ目 | カワスズメ科 | ナイルテラピア |
|  | サンフィッシュ科 | ブルーギル＊ |
|  | ハゼ科 | カワヨシノボリ＊，ヨシノボリsp．＊ |
| ナマズ目 | ナマズ科 | ナマズ＊ |
| メダカ目 | カダヤシ科 | カダヤシ＊，グッピー，ソードテール |
| 5目 | 9科 | 27種 |

注 1 ）掲載種は，山梨県環境資源調査による昭和町を含むメッシュで生息が確認されている種。
2）＊の種は，昭和町，旧竜王町，玉穂町，田富町のいずれかで確認されている種。
3 ）以下の種は山梨県内で確認されている種であるが，注目すべき種であるため確認場所を掲載していない種である。
－ゼニタナゴ，タナゴ，エゾホトケドジョウ，ホトケドジョウ，アカザ，ウツセミカ
ジカ, メダカ

出典：「山梨県環境資源調査報告書」（平成15年3月 山梨県森林環境部）

## ク．底生動物

山梨県では昭和59年より毎年，水生生物調査を実施してきている。これは水生生物の出現種の状況から水質の判定を行うもので，その結果は水生生物の生息環境を も表している。平成15年度には，対象事業実施区域周辺では富士川（釜無川）の信玄橋上流，鎌田川の南っ子橋上流で調査されている。

調查結果は表III－1－4．7に示すとおりであり，富士川（釜無川）の信玄橋上流で は判定不能，鎌田川の南っ子橋上流では水質階級III（きたない水）となっている。 なお，平成14年度調査では，信玄橋上流，南っ子橋上流とも水質階級II（少しきた ない水）と判定されている。

表III－1－4．7 水生生物調査結果（平成 15 年度）

| 河川名 |  |  |  |  | 富士川 | 鎌田川 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 地点名 |  |  |  |  | 信玄橋上流 | 南っ子橋上流 |
| 川幅（m） |  |  |  |  | 50 | 2 |
| 採取場所の水深（cm） |  |  |  |  | 15 | 30 |
| 流速 |  |  |  |  | 普通 | 普通 |
| 川底の状態 |  |  |  |  | 小石と砂 | 砂と泥 |
| 水のにごり |  |  |  |  | あり | あり |
| 水のにおい |  |  |  |  | なし | なし |
| $\begin{aligned} & \text { 指 } \\ & \text { 標 } \\ & \text { 生 } \\ & \text { 物 } \\ & \text { 俭 } \\ & \text { 出 } \\ & \text { 現 } \\ & \text { 況 } \end{aligned}$ | I | $\begin{aligned} & \text { き } \\ & \text { れ } \\ & \text { い } \\ & \text { な } \\ & \text { 水 } \end{aligned}$ | 1 | アミカ |  |  |
|  |  |  | 2 | ウズムシ |  |  |
|  |  |  | 3 | カワゲラ |  |  |
|  |  |  | 4 | サワガニ |  |  |
|  |  |  | 5 | ナガレトビケラ |  |  |
|  |  |  | 6 | ヒラタカゲロウ |  |  |
|  |  |  | 7 | ブユ | $\bigcirc$ |  |
|  |  |  | 8 | ヘビトンボ |  |  |
|  |  |  | 9 | ヤマトビケラ |  |  |
|  | II | $\begin{aligned} & \text { 少 } \\ & \text { L } \\ & \text { き } \\ & \text { た } \\ & \text { な } \\ & \text { い } \\ & \text { 水 } \end{aligned}$ | 10 | イシマキガイ |  |  |
|  |  |  | 11 | オオシマトビケラ |  |  |
|  |  |  | 12 | カワニナ |  |  |
|  |  |  | 13 | ゲンジボタル |  |  |
|  |  |  | 14 | コオニヤンマ |  |  |
|  |  |  | 15 | コガタシマトビケラ |  |  |
|  |  |  | 16 | スジエビ |  |  |
|  |  |  | 17 | ヒラタドロムシ |  |  |
|  |  |  | 18 | ヤマトシジミ |  |  |
|  | III | $\begin{aligned} & \text { き } \\ & \text { た } \\ & \text { な } \\ & \text { W } \\ & \text { 水 } \end{aligned}$ | 19 | イソコツブムシ |  |  |
|  |  |  | 20 | タイコウチ |  |  |
|  |  |  | 21 | タニシ |  |  |
|  |  |  | 22 | ニホンドロソコエビ |  |  |
|  |  |  | 23 | ヒル | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |
|  |  |  | 24 | ミズカマキリ |  |  |
|  |  |  | 25 | ミズムシ |  | $\bigcirc$ |
|  | IV | $\begin{aligned} & \text { な天 } \\ & \text { 心変 } \\ & \text { 水き } \end{aligned}$ | 26 | アメリカザリガニ |  |  |
|  |  |  | 27 | エラミミズ |  |  |
|  |  |  | 28 | サカマキガイ |  | $\bigcirc$ |
|  |  |  | 29 | セスジュスリカ |  |  |
|  |  |  | 30 | チョウバエ |  |  |
| 水質階級の判定 |  |  |  |  | － | III |
| 環境基準の類型 |  |  |  |  | A | B |
| 昨年度の水質階級の判定 |  |  |  |  | II | II |
| 注1）○：出現した指標生物 〇：数が多かった指標生物 <br> －：出現した指標生物が少なく判定不能 |  |  |  |  |  |  |
| 出典 | 「平成15年度 水に棲む生物でわかるや部大気水質保全課） |  |  |  | 川」（平成1 | 山梨県森林環 |

## （2）植 物

山梨県は本州のほぼ中央に位置し，甲府盆地は暖帯地区，東部及び南部は暖帯亜地区にあり，地形的には高山から低山まで広がり，山地は広い樹林地を擁している ことから，多様な環境を有し，植物相は豊富であるといえる。一方，対象事業実施区域及びその周辺は，地形は低平で，土地利用は水田や畑地，果樹園等の農耕地と住宅，工業団地等の人工的な環境がほとんどであり，山梨県内でも比較的単調な植物相を示す地域といえる。

対象事業実施区域及びその周辺における植生の状況は，図III－1－4．2に示すとお りである。釜無川の左岸側（対象事業実施区域の西側）には落葉果樹園，畑地雑草群落，市街地，造成地•裸地が分布しているが，東側は水田地帯となっており，そ の中に市街地が点在している。なお，本図は昭和60年発行のため，現在では都市化 が進み，落葉果樹園や畑地雑草群落，ヒメムカシヨモギーオオアレチノギク群落，休耕田雑草群落の大部分，水田雑草群落の一部が市街地，造成地•裸地にかわって いる。

## （3）生態系

対象事業実施区域及びその周辺は，地形が低平で，土地利用は都市化が進み，植生も畑地雑草群落，水田雑草群落等の草本植生が主体で単調であることから，生態系も「農耕地一都市」を基盤とする階層構造の単純な生態系になっているものと考 えられる。


## 5．景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況

対象事業実施区域及びその周辺は，釜無川によって形成された扇状地で，土地が低平であるため水田，畑地，集落として利用されてきたが，近年，工業団地や住宅団地 の進出により，都市化が進んできている。また，豊富な湧水に由来する扇状地内の河川•水路も人工的な構造にかわり，親水的機能が少なくなってきている。

このような環境から，自然的な景観を呈する場所としては，図III－1－5．1に示すよ うに釜無川の水路及び河川敷からなる河川景観がみられるのみである。釣りやハイキ ング等に利用される釜無川の水路•河川敷，堤防上の釜無川サイクリングロードは自然との触れ合いの活動の場になっている。また，昭和町の対象事業実施区域東側の東花輪川（山伏川）沿いは桜が植樹され，桜並木が形成されている。開花期には地域住民によりお花見が行われている。


## III－2 社会的状況

1．人口及び産業の状況

## （1）人 ロ

昭和町，甲斐市，玉穂町及び田富町の関係市町における平成16年3月末現在の人口•世帯数•人口密度の状況は，表III－2－1．1に示すとおりである。昭和町と田富町の人口はともに約 16,000 人，玉穂町は約 9,900 人である。また平成 16 年 9 月 1日に竜王町，敷島町，双葉町が合併してできた甲斐市は，人口約 72,000 人となった。人口密度は，県平均の 197.7 人 $/ \mathrm{km}^{2}$ と比べると， 4 市町とも $1,003.5 \sim 1,759.5$ 人 $/ \mathrm{km}^{2}$ と高い。

人口の推移をみると，表III－2－1．2に示すように，4市町とも増加傾向にあり， この 20 年間で昭和町及び田富町は約 1.8 倍に増えており，特に玉穂町では 2.5 倍にも増えている。

表III－2－1．1 人口•世帯数等の状況（平成16年3月末現在）

| 市町名 | 人 口 <br> （人） | 世帯数 <br> （戸） | 人口密度 <br> $\left(\right.$ 人 $\left./ \mathrm{km}^{2}\right)$ | 面 <br> $\left(\mathrm{km}^{2}\right)$ |
| :---: | ---: | ---: | ---: | ---: |
| 昭和町 | 16,099 | 6,225 | $1,759.5$ | $9.15 \%$ |
| 甲斐市 | 72,194 | 26,694 | $1,003.5$ | 71.94 |
| 玉穂町 | 9,899 | 3,812 | $1,204.3$ | 8.22 |
| 田富町 | 16,375 | 5,644 | $1,622.9$ | 10.09 |
| 山梨県 | 882,678 | 319,146 | 197.7 | $4,465.37 \%$ |

注1）甲斐市の値は竜王町，敷島町，双葉町の合計値。
2）面積は国土地理院の「「全国都道府県市区町村別面積調」による。
昭和町及び山梨県は境界未定部分があるため，総務广統計局による推計値。
出典：「やまなしの統計 統計データバンク」（山梨県企画部統計調査課）

表 III－2－1．2 人口の推移
（単位 総人口：人 伸び率：\％）

| 市町名 | 年 | 昭和55年 | 昭和60年 | 平成 2 年 | 平成 7 年 | 平成12年 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 昭和町 | 総人口 | 8，751 | 10， 700 | 12，548 | 14， 590 | 15， 937 |
|  | 伸び率 | 100 | 122 | 143 | 167 | 182 |
| 甲斐市 | 総人口 | 45， 337 | 54， 291 | 60， 765 | 66， 628 | 71， 706 |
|  | 伸び率 | 100 | 120 | 134 | 147 | 158 |
| 玉穂町 | 総人口 | 4， 156 | 6，784 | 8，325 | 9， 460 | 10， 443 |
|  | 伸び率 | 100 | 163 | 200 | 228 | 251 |
| 田富町 | 総人口 | 9， 228 | 11，854 | 14， 150 | 15， 674 | 16， 694 |
|  | 伸び率 | 100 | 128 | 153 | 170 | 181 |
| 山梨県 | 総人口 | 804， 256 | 832， 832 | 852， 966 | 881， 996 | 888， 172 |
|  | 伸び率 | 100 | 104 | 106 | 110 | 110 |

注1）甲斐市の値は竜王町，敷島町，双葉町の合計値。
2 ）伸び率は昭和 55 年を 100 とした場合の値。
出典：「山梨県統計年鑑」（山梨県）

## （2）産 業

## ア．産業分類別就業者数

関係市町の産業別就業者数は表III－2－1．3，構成比は図III－2－1．1に示すとお りである。昭和町は，第一次産業：4．9\％，第二次産業：33．4\％，第三次産業：61．5\％ となっており，他の市町と同様，第三次産業の割合が最も多い。

表III－2－1．3 産業別就業者数（平成12年）

| 区 分 |  | 昭和町 |  | 甲斐市 |  | 玉穂町 |  | 田富町 |  | 山梨県 |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 就業者数 | 構成比 | 就業者数 | 構成比 | 就業者数 | 構成比 | 就業者数 | 構成比 | 就業者数 | 構成比 |
|  | 農 業 | 418 | 4.8 | 1，313 | 3.5 | 380 | 6.8 | 598 | 6.8 | 39， 023 | 8.5 |
|  | 林 業 | 9 | 0.1 | 27 | 0.1 | 3 | 0.1 | 10 | 0.1 | 995 | 0.2 |
|  | 漁 業 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 1 | 0.0 | 117 | 0.0 |
|  | 総 数 | 427 | 4.9 | 1，340 | 3.6 | 383 | 6.8 | 609 | 6.9 | 40，135 | 8.8 |
| $\begin{aligned} & \text { 第 } \\ & \text { 资 } \\ & \text { 㱆 } \end{aligned}$ | 鉱 業 | 7 | 0.1 | 20 | 0.1 | 2 | 0.0 | 9 | 0.1 | 518 | 0.1 |
|  | 建 設 業 | 775 | 8.9 | 4， 438 | 11.8 | 440 | 7.8 | 839 | 9.5 | 48， 950 | 10.7 |
|  | 製 造 業 | 2， 122 | 24.4 | 9， 448 | 25.2 | 1，602 | 28.6 | 2， 660 | 30.1 | 106， 648 | 23.3 |
|  | 総 数 | 2，904 | 33.4 | 13， 906 | 37.1 | 2， 044 | 36.4 | 3， 506 | 39.7 | 156， 116 | 34.1 |
| $\begin{aligned} & \text { 第 } \\ & \text { 次 } \\ & \text { 次 } \\ & \text { 産 } \\ & \text { 業 } \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \text { 電気・ガス・熱 } \\ & \text { 供給•水道業 } \end{aligned}$ | 49 | 0.6 | 189 | 0.5 | 27 | 0.5 | 76 | 0.9 | 2，677 | 0.6 |
|  | 運輸•通信業 | 407 | 4.7 | 1，844 | 4.9 | 262 | 4.7 | 473 | 5.4 | 20，206 | 4． 4 |
|  | 卸売•小売業飲食店 | 2，248 | 25.8 | 8，179 | 21.8 | 1，005 | 17.9 | 1，840 | 20.8 | 90，504 | 19.8 |
|  | 金融•保倹業 | 219 | 2.5 | 1，008 | 2.7 | 102 | 1.8 | 208 | 2.4 | 11， 107 | 2.4 |
|  | 不動産業 | 87 | 1.0 | 367 | 1． 0 | 51 | 0.9 | 63 | 0.7 | 3，598 | 0.8 |
|  | サービス業 | 2， 060 | 23.7 | 9，096 | 24.3 | 1，524 | 27.2 | 1，797 | 20.3 | 115， 401 | 25.2 |
|  | 公 務 | 278 | 3.2 | 1，298 | 3.5 | 204 | 3.6 | 239 | 2.7 | 16， 447 | 3.6 |
|  | 総 数 | 5，348 | 61.5 | 21， 981 | 58.7 | 3，181 | 56.7 | 4，696 | 53.1 | 259， 940 | 56.8 |
| 分類不能の産業 |  | 22 | 0.3 | 244 | 0.7 | 0 | 0.0 | 26 | 0.3 | 1， 497 | 0.3 |
| 合 計 |  | 8，701 | 100.0 | 37， 471 | 100.0 | 5，608 | 100.0 | 8，837 | 100.0 | 457， 688 | 100.0 |

注1）数値は平成12年10月1日現在の総務庁統計局「国勢調査結果」による。
2 ）甲斐市の値は竜王町，敷島町，双葉町の合計値。
出典：「平成16年刊行 山梨県統計年鑑－平成14年－」（平成16年11月 山梨県）


図III－2－1．1 産業別就業者数の割合

## ィ．農 業

関係市町の農家数は表III－2－1．4に示すとおりである。昭和町は，272戸である が約 7 割が農業が従の経営形態であり，専業農家は 2 割に満たない。この傾向は甲斐市，玉穂町も同様であるが，田富町は専業農家及び農業が主の経営農家の比率が高い。

また，経営耕地面積についてみると，表III－2－1． 5 に示すように，昭和町では経営耕地の大部分が田となっている。

表 III－2－1． 4 農家数（平成12年）

| 市町名 | 総農家数 | 専業 | 農業が主 | 農業が従 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 昭和町 | 272 | 48 | 30 | 194 |
|  | 100.0 | 17.6 | 11.0 | 71.3 |
| 甲斐市 | 832 | 136 | 86 | 610 |
|  | 100.0 | 16.3 | 10.3 | 73.3 |
| 玉穂町 | 284 | 47 | 37 | 200 |
|  | 100.0 | 16.5 | 13.0 | 70.4 |
| 田富町 | 337 | 97 | 89 | 151 |
|  | 100.0 | 28.8 | 26.4 | 44.8 |
| 山梨県 | 26， 480 | 6，161 | 5，682 | 14，637 |
|  | 100.0 | 23.3 | 21.5 | 55.3 |

注1）甲斐市の値は竜王町，敷島町，双葉町の合計値。
2）各欄の下段は，総農家数に対する割合。
出典：「平成16年刊行 山梨県統計年鑑－平成14年－」（平成16年11月 山梨県）
表 III－2－1． 5 経営耕地面積（平成12年）
（単位 上段：a 下段：\％）

| 市町名 | 総面積 | 田 | 樹園地 | 畑 | 牧草地等 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 昭和町 | 16， 226 | 12， 752 | 1，154 | 2，320 | 200 |
|  | 100.0 | 78.6 | 7.1 | 14.3 | 1.2 |
| 甲斐市 | 59， 361 | 31，485 | 15， 372 | 12，504 | 722 |
|  | 100.0 | 53.0 | 25.9 | 21.1 | 1.2 |
| 玉穂町 | 22，620 | 18，274 | 817 | 3，529 | － |
|  | 100.0 | 80.8 | 3.6 | 15.6 | － |
| 田富町 | 23， 002 | 175， 85 | 1，266 | 4，151 | － |
|  | 100.0 | 76.4 | 5.5 | 18.0 | － |
| 山梨県 | 1，834， 436 | 547，093 | 958，536 | 328， 807 | 12， 145 |
|  | 100.0 | 29.8 | 52.3 | 17.9 | 0.7 |

注1）甲裴市の値は竜王町，敷島町，双葉町の合計値。
2）各闌の下段は，総面積に対する割合。
出典：「平成16年刊行 山梨県統計年鑑－平成14年－」（平成16年11月 山梨県）

## ウ．エ 業

関係市町の平成14年の工業の状況は表III－2－1．6に示すとおりである。昭和町 は，事業所が 61 ，従業員数が $4, ~ 463$ 人，製造品出荷額が 1,524 億円となっている。昭和町には国母工業団地と釜無川工業団地が立地しており，昭和町の工業化に貢献し ている。また，玉穂町にも国母工業団地があり，その他一町畑工業団地も整備され，製造品出荷額が多い。

表 III－2－1． 6 工業の状況（平成14年）

| 市•県 | 項目 | 事業所数 | 従業員数 <br> （人） |
| :---: | ---: | ---: | ---: |
| 昭和町 | 61 | 4,463 | 製造品出荷額 <br> （万円） |
| 甲斐市 | 131 | 3,498 | $15,243,136$ |
| 玉穂町 | 32 | 2,804 | $7,545,228$ |
| 田富町 | 16 | 965 | $8,504,343$ |
| 山梨県 | 2,642 | 76534 | $2,512,218$ |

注1）従業員 4 人以上の事業所対象。
2 ）甲斐市の値は竜王町，敷島町，双葉町の合計値。
出典：「平成 14 年 工業統計調査結果報告」（平成16年2月 山梨県企画部統計調査課）

## エ．商 業

関係市町の平成14年の商業の状況は表III－2－1．7に示すとおりである。昭和町は商店数が 355 ，従業員数が 3,022 人，年間商品販売額が 1,056 億円となっている。関係市町では人口の多い甲斐市で最も年間商品販売額が多い。

表 III－2－1．7 商業の状況（平成14年）

| 市•県 項目 | 商 店 数 |  |  | 従業者数 （人） | 年間商品販売額 （万円） |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 総 数 | 卸売業 | 小売業 |  |  |
| 昭和町 | 355 | 94 | 261 | 3， 022 | 10，557， 887 |
| 甲斐市 | 619 | 139 | 480 | 4， 162 | 22，199， 457 |
| 玉穂町 | 80 | 15 | 65 | 616 | 1，774， 770 |
| 田富町 | 241 | 70 | 171 | 3， 244 | 14，651， 041 |
| 山梨県 | 13，141 | 2，398 | 10， 743 | 75， 420 | 192，816， 268 |

注）甲斐市の値は竜王町，敷島町，双葉町の合計値。
出典：「平成14年 商業統計調查結果報告」（平成15年10月 山梨県企画部統計調査課）

## 2．交通の状況

（1）道路交通

## ア。道路交通網

対象事業実施区域及びその周辺の道路網は，図III－2－2．1に示すとおりである。主要な道路としては，中央自動車道（西宮線）が甲府盆地を横断しており，調査地域では対象事業実施区域の東側を北北西方向に通過している。昭和町には，中央自動車道の甲府昭和インターチェンジがあり，国道20号に接続している。国道は国道20号の他に，笛吹川沿いを国道140号が，荒川沿いを国道358号が通っている。ま た調査地域西側には国道52号（バイパス）が整備され，南アルプス市を南北に通過 している。

対象事業実施区域には，主要地方道甲府市川大門線（昭和バイパス）が北側及び西側を接して通過し，また，主要地方道甲府市川大門線が南東側を通過している。 また，主要地方道敷島田富線が対象事業実施区域内を南北に縦断している。

## イ．自動車交通量

対象事業実施区域及びその周辺の自動車交通量は，表III－2－2．1に示すとおりで ある。

主要な道路の平日交通量は，中央自動車道（地点1：甲府南IC～甲府昭和IC間）で 21，476台／12時間（31，497台／24時間），一般国道20号の甲府市徳行（地点2）で 42 ， 904台／12時間（62，211台／24時間），一般国道140号の豊富村浅利橋西（地点3）で 16,531台／12時間（21，986台／24時間），一般国道358号の甲府市伊勢（地点4）で 20,295 台／ 12時間（25，978台 $/ 24$ 時間），甲府市相生（地点 5 ）で 23,591 台 $/ 12$ 時間（ 30,289 台 $/ 24$ 時間） となっている。

対象事業実施区域及びその近傍についてみると，対象事業実施区域の南側を南北 に通過する（主）甲府市川大門線の田富町布施（地点 7 ）では12， 628 台／ 12 時間（ 17,258台／24時間），昭和バイパスの昭和町河西（地点 9 ）では 15 ， 860 台 $/ 12$ 時間（ 21,944 台 $/ 24$時間）である。また，対象事業実施区域を通過する（主）敷島田富線の昭和町飯喰（地点17）で 4,383 台 $/ 12$ 時間（ 6,049 台 $/ 24$ 時間）となっている。

## ウ．自動車交通量の推移

自動車交通量の推移は表III－2－2．2及び図III－2－2．2に示すとおりであり，大部分の道路は年々交通量が増加している。

対象事業実施区域周辺についてみると，（主）甲府市川大門線の田富町布施（地点 7 ）ではやや増加傾向がみられるが，昭和バイパスの昭和町河西（地点 9 ）では近年や や減少している。また，対象事業実施区域を通過する（主）敷島田富線の昭和町飯喰 （地点17）では平成11年の交通量は昭和63年の約1．4倍になっている。

表III－2－2． 1 自動車交通量（平成11年）

| 番号 | 路線名 | 交通量観測地点名 | 調查単位区間番号 | $\begin{aligned} & \hline \text { 平日 } \\ & \text { 休昂 } \\ & \text { の別 } \end{aligned}$ | 歩行者類 | 自転車類 | 動力付き | 自動車類 |  |  |  | 12時間自動車類交通量 | 24時間自動車類交通量 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  |  |  |  |  | 乗用車類 |  | 貨物車類 |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  | 乗用車 | バス | 小型貨物車 | 普通貨物車 |  |  |
| 1 | 中央自動車道（西宮線） | 甲府南IC～甲府昭和IC間 | 6 | 平旦 | 0 | 0 | 102 | 12，573 | 674 | 3，255 | 4，974 | 21，476 | 31， 497 |
|  |  |  |  | 休日 | 0 | 0 | 814 | 21，697 | 1，036 | 1，206 | 1，672 | 25，611 | 34，552 |
| 2 | 一般国道20号 | 甲府市徳行三丁目15番1号 | 1008 | 平旦 | 54 | 440 | 523 | 26， 649 | 225 | 9， 521 | 6，509 | 42，904 | 62，211 |
|  |  |  |  | 休日 | 59 | 279 | 779 | 31， 260 | 252 | 3，509 | 1，588 | 36，609 | 52，351 |
| 3 | 一般国道140号 | 東八代郡豊富村浅利橋西 | 1052 | 平日 | 7 | 39 | 161 | 10， 014 | 93 | 4， 053 | 2，371 | 16，531 | 21，986 |
|  |  |  |  | 休日 | 13 | 85 | 224 | 11， 153 | 109 | 1，616 | 439 | 13，317 | 17，845 |
| 4 | 一般国道358号 | 甲府市伊勢二丁目10－16 | 1066 | 平是 | 110 | 914 | 940 | 15， 171 | 112 | 4，048 | 964 | 20， 295 | 25，978 |
|  |  |  |  | 休日 | 75 | 634 | 545 | 13， 135 | 87 | 1，100 | 227 | 14，549 | 19，059 |
| 5 | 一般国道358号 | 甲府市相生三丁目6－14 | 1067 | 平目 | 224 | 998 | 1，314 | 18， 092 | 162 | 4， 383 | 954 | 23，591 | 30， 289 |
|  |  |  |  | 休日 | 148 | 474 | 609 | 15， 158 | 130 | 1，274 | 253 | 16，815 | 21，963 |
| 6 | （主）甲府市川大門線 | 甲府市高畑二丁目 3－6 | 4002 | 平目 | 204 | 729 | 853 | 8，733 | 41 | 2，586 | 411 | 11，771 | 15，420 |
|  |  |  |  | 休日 | 80 | 500 | 431 | 8，413 | 32 | 896 | 152 | 9，493 | 11，866 |
| 7 | （主）甲府市川大門線 | 中巨摩郡田富町布施1876 | 4003 | 平目 | 87 | 104 | 275 | 8，612 | 48 | 3，021 | 947 | 12，628 | 17，258 |
|  |  |  |  | 休日 | 15 | 124 | 230 | 9， 824 | 37 | 1，253 | 268 | 11，382 | 15，016 |
| 8 | （主）甲府市川大門線 | 中巨摩郡昭和町西条1125 | 14003 | 平目 | 106 | 1，065 | 478 | 10，522 | 49 | 3，259 | 1，532 | 15，362 | 21，046 |
|  |  |  |  | 休日 | 70 | 805 | 388 | 12， 314 | 40 | 1，272 | 482 | 14， 108 | 18，623 |
| 9 | （主）甲府市川大門線 | 中巨摩郡昭和町河西1081－1 | 14004 | 平旦 | 9 | 152 | 194 | 10， 342 | 26 | 3，677 | 1，815 | 15，860 | 21，944 |
|  |  |  |  | 休日 | 40 | 169 | 220 | 10，788 | 28 | 1，282 | 432 | 12，530 | 17，386 |
| 10 | （主）甲府櫛形線 | 甲府市富竹一丁目10－33 | 4008 | 平旦 | 45 | 393 | 494 | 7，583 | 32 | 1，706 | 290 | 9，611 | 12，590 |
|  |  |  |  | 休日 | 68 | 237 | 239 | 6，299 | 30 | 722 | 112 | 7，163 | 8，954 |
| 11 | （主）甲府櫛形線 | 中巨摩郡白根町上今諏訪開国橋西詰 | 4009 | 平目 | 12 | 365 | 512 | 18， 198 | 124 | 6， 033 | 2， 600 | 26，955 | 37， 198 |
|  |  |  |  | 休日 | 20 | 162 | 389 | 17，328 | 134 | 2，297 | 475 | 20，234 | 28，125 |
| 12 | （主）甲府櫛形線 | 中巨摩郡竜王町万才67 | 4011 | 平目 | 129 | 370 | 459 | 6，336 | 125 | 2， 174 | 564 | 9，199 | 12，051 |
|  |  |  |  | 休日 | 50 | 231 | 217 | 5，062 | 79 | 644 | 108 | 5，893 | 7，366 |
| 13 | （主）甲府櫛形線 | 甲府市貢川本町8－29 | 14008 | 平旦 | 753 | 930 | 555 | 13， 603 | 90 | 3，867 | 1，042 | 18，602 | 25，485 |
|  |  |  |  | 休日 | 131 | 610 | 436 | 13，991 | 144 | 1，296 | 319 | 15，750 | 20，790 |
| 14 | （主）韮崎櫛形豊富線 | 中巨摩郡若草町寺部2340 | 4036 | 平目 | 122 | 57 | 160 | 5， 476 | 31 | 2， 190 | 632 | 8，329 | 11，494 |
|  |  |  |  | 休日 | 16 | 74 | 144 | 5， 330 | 34 | 854 | 129 | 6，347 | 8，822 |
| 15 | （主）韮崎櫛形豊富線 | 中巨摩郡若草町浅原4578－1 | 4037 | 平日 | 41 | 211 | 308 | 12，513 | 56 | 4， 518 | 2，095 | 19， 182 | 26，471 |
|  |  |  |  | 休日 | 30 | 71 | 306 | 14， 837 | 54 | 2， 031 | 386 | 17，308 | 24，058 |
| 16 | （主）菲崎樦形豊富線 | 中巨摩郡玉穂町乙黒734－2 | 4038 | 平目 | 11 | 35 | 140 | 6，359 | 25 | 2，803 | 1，467 | 10，654 | 14，703 |
|  |  |  |  | 休日 | 17 | 82 | 165 | 7，005 | 22 | 1，227 | 299 | 8，553 | 11，889 |
| 17 | （主）敷島田富線 | 中巨摩郡昭和町飯喰960 | 4055 | 平目 | 55 | 127 | 142 | 3， 111 | 6 | 1， 053 | 213 | 4，383 | 6，049 |
|  |  |  |  | 休日 | 12 | 117 | 107 | 3， 190 | 3 | 454 | 66 | 3，713 | 5，161 |
| 18 | （主）甲府玉穂中道線 | 甲府市幸町9－30 | 4061 | 平佰 | 210 | 1，085 | 1， 047 | 5，245 | 232 | 1，549 | 303 | 7，329 | 9，601 |
|  |  |  |  | 休日 | 145 | 603 | 394 | 4，232 | 187 | 474 | 68 | 4，961 | 6，201 |
| 19 | （主）甲府玉穂中道線 | 甲府市大里町2014 | 4062 | 平旦 | 45 | 295 | 395 | 8， 104 | 47 | 2，215 | 614 | 10，980 | 15，043 |
|  |  |  |  | 休日 | 41 | 214 | 236 | 8， 077 | 13 | 751 | 146 | 8，987 | 11，863 |
| 20 | （主）今諏訪北村線 | 中巨摩郡白根町西野2248 | 4086 | 平目 | 82 | 101 | 121 | 4，489 | 13 | 1，550 | 419 | 6，471 | 8，930 |
|  |  |  |  | 休日 | 42 | 120 | 66 | 3， 465 | 8 | 617 | 80 | 4，170 | 5，796 |
| 21 | （県）臼井阿原竜王線 | 中巨摩郡竜王町西八幡4422－1 | 6011 | 平日 | 3 | 13 | 88 | 6，249 | 9 | 2， 457 | 2，222 | 10，937 | 15，093 |
|  |  |  |  | 休日 | 6 | 24 | 71 | 8，667 | 4 | 858 | 331 | 9，860 | 11，733 |

$\qquad$出典：「平成11年度 全国道路交通情勢調查 一般交通量調査報告書」（平成12年3月 山梨県土木部）

表III－2－2．2 自動車交通量の推移

| 番号 | 路線名 | 交通量観測地点名 | 昭和63年 | 平成2年 | 平成6年 | 平成9年 | 平成11年 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 1 | 中央自動車道（西宮線） | 甲府南IC～甲府昭和IC間 | 15，428 | 17， 720 | 18，800 | 22， 081 | 21，476 |
| 2 | 一般国道20号 | 甲府市徳行三丁目15番1号 | 35， 764 | 39，137 | 41，780 | 40， 882 | 42，904 |
| 3 | 一般国道140号 | 東八代郡豊富村浅利橋西 | 8， 783 | 11，329 | 13，828 | 14， 380 | 16，531 |
| 4 | 一般国道358号 | 甲府市伊勢二丁目10－16 | 17，616 | 18， 450 | 19，410 | 21， 051 | 20，295 |
| 5 | 一般国道358号 | 甲府市相生三丁目6－14 | 20，325 | 20，931 | 23，143 | 22，205 | 23，591 |
| 6 | （主）甲府市川大門線 | 甲府市高畑二丁目 3－6 | 12，211 | 11，826 | 12，942 | 13，272 | 11，771 |
| 7 | （主）甲府市川大門線 | 田富町布施1876 | 10，597 | 11，243 | 11，178 | 12，217 | 12，628 |
| 8 | （主）甲府市川大門線 | 昭和町西条1125 |  |  |  |  | 15， 362 |
| 9 | （主）甲府市川大門線 | 昭和町河西1081－1 | 15，613 | 16，609 | 16，163 | 16，106 | 15， 860 |
| 10 | （主）甲府梅形線 | 甲府市富竹一丁目10－33 |  |  |  |  | 9，611 |
| 11 | （主）甲府節形線 | 白根町上今諏訪開国橋西詰 | 11，792 | 12，108 | 24，606 | 25， 414 | 26，955 |
| 12 | （主）甲府棉形線 | 竜王町万才 67 |  |  |  |  | 9， 199 |
| 13 | （主）甲府棉形線 | 甲府市貢川本町8－29 | 15，156 | 16，575 | 19，600 | 18，311 | 18，602 |
| 14 | （主）韮崎櫛形豊富線 | 若草町寺部2340 | 6，184 | 6，457 | 8， 027 | 8，142 | 8， 329 |
| 15 | （主）韮崎櫛形豊富線 | 若草町浅原 4578－1 | 15，486 | 16，986 | 18， 240 | 17，649 | 19， 182 |
| 16 | （主）韮崎櫛形豊富線 | 玉穂町乙黒734－2 | 6， 695 | 7，149 | 8， 345 | 9，176 | 10，654 |
| 17 | （主）敷島田富線 | 昭和町飯喰960 | 3， 201 | 3， 360 | 3，385 | 4， 000 | 4，383 |
| 18 | （主）甲府玉穂中道線 | 甲府市幸町9－30 | 6，124 | 6， 003 | 7，248 | 7， 663 | 7， 329 |
| 19 | （主）甲府玉穂中道線 | 甲府市大里町2014 | 9， 514 | 10，625 | 11，756 | 11， 743 | 10， 980 |
| 20 | （主）今諏訪北村線 | 白根町西野2248 |  |  | 4， 441 | 4，764 | 6，471 |
| 21 | （県）臼井阿原竜王線 | 竜王町西八幡4422－1 | 7， 572 | 8， 034 | 9， 990 | 10，149 | 10，937 |

注1）（主）：主要地方道（県）：一般県道
2）番号は図 III－2－2．1 の番号に対応。
3 ）観測地点名は調査当時の住所で表記してある。
出典：「平成11年度 全国道路交通情勢調査 一般交通量調査報告書」（平成12年3月 山梨県土木部）


図III－2－2．2 自動車交通量の推移

## （2）鉄道網及び乗車人員

対象事業実施区域の東側には，図III－2－2．1に示すように富士駅と甲府駅をつな ぐJR身延線が敷設されている。対象事業実施区域の最寄り駅は昭和町内の常永駅 である。

常永駅の乗車人員は表III－2－2．3に示すとおりであり，平成14年度は121，317人 となっている。乗客の約 8 割が定期客で，甲府市方面への通勤，通学客である。推移をみると各駅とも減少傾向にあり，常永駅ではこの5年間で約2割減少している。

表III－2－2．3 身延線の乗車人員
（単位：人／年度）

| 駅名 | 年度 | H10年度 | H11年度 | H12年度 | H13年度 | H14年度 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 東花輪 | 定期外 | 132， 467 | 124， 638 | 123， 642 | 117， 283 | 115，994 |
|  | 定期 | 240， 928 | 234， 547 | 229， 545 | 217， 459 | 204， 294 |
|  | 計 | 373， 395 | 359， 185 | 353， 187 | 334， 742 | 320， 288 |
| 小井川 | 定期外 | 24， 448 | 20， 465 | 13， 441 | 11，497 | 10，976 |
|  | 定期 | 62， 900 | 62， 589 | 58， 373 | 60， 287 | 60， 430 |
|  | 計 | 87， 348 | 83， 054 | 71，814 | 71， 784 | 71， 406 |
| 常永 | 定期外 | 45， 584 | 41， 243 | 30，535 | 27，023 | 24， 945 |
|  | 定期 | 102， 834 | 102， 701 | 93， 118 | 95， 155 | 96， 372 |
|  | 計 | 148， 418 | 143， 944 | 123， 653 | 122， 178 | 121， 317 |
| 国母 | 定期外 | 43， 443 | 38， 850 | 27， 373 | 23， 826 | 24，331 |
|  | 定期 | 119，538 | 111， 545 | 110， 928 | 107，133 | 99，895 |
|  | 計 | 162， 981 | 150， 395 | 138， 301 | 130， 959 | 124， 266 |

[^0]
## 3．土地利用の状況

（1）土地利用の現状
関係市町の地目別土地面積の状況は，表III－2－3．1及び図III－2－3．1に示すと おりである。低平地にある昭和町は，同様の地形を示す玉穂町及び田富町と同様，宅地面積の割合が高い。また，玉穂町，田富町では水田の割合も高い。

表 III－2－3． 1 地目別土地面積の状況

| 市町名 | 総 数 | 田 | 畑 | 宅 地 | 山 林 | 原 野 | その他 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 昭和町 | 6，901 | 2， 056 | 660 | 3，523 | － | 4 | 657 |
|  | 100.0 | 29.8 | 9.6 | 51.1 | － | 0.1 | 9.5 |
| 甲斐市 | 45， 723 | 6， 215 | 9，961 | 9， 622 | 14，567 | 2， 417 | 2，939 |
|  | 100.0 | 13.6 | 21.8 | 21.0 | 31.9 | 5.3 | 6.4 |
| 玉穂町 | 5，572 | 2， 606 | 776 | 2， 031 | － | 12 | 147 |
|  | 100.0 | 46.8 | 13.9 | 36.5 | － | 0.2 | 2.6 |
| 田富町 | 5，792 | 2， 362 | 750 | 2，561 | － | 38 | 81 |
|  | 100.0 | 40.8 | 12.9 | 44． 2 | － | 0.7 | 1.4 |
| 山梨県 | 1，335， 027 | 114，730 | 282， 822 | 158， 388 | 651，201 | 70， 894 | 56，992 |
|  | 100.0 | 8.6 | 21.1 | 11.9 | 48.8 | 5.3 | 4.3 |

注1）値は，平成15年1月1日現在。
2）固定資産税評価総地積による。
3 ）下段の（ ）内の数値は比率 \％を示す。
4 ）甲斐市の値は竜王町，敷島町，双葉町の合計値。
出典：「平成16年刊行 山梨県統計年鑑－平成14年－」（平成16年11月 山梨県）


図III－2－3．1 地目別土地面積の状況

## （2）土地利用基本計画

対象事業実施区域及びその周辺における国土利用計画に基づく土地利用基本計画 の策定状況は，図III－2－3．2に示すとおりである。

対象事業実施区域は都市地域及び農業地域としての土地利用計画が策定されてお り，全域が市街化調整区域に指定されている。また，一部が農用地区域に指定され ている。なお，対象事業実施後は都市地域に変更されることになる。

## （3）用途地域

都市計画法に基づく用途地域の指定状況は，図III－2－3．3に示すとおりであり，対象事業実施区域は現状は市街化調整区域に指定されている。なお，対象事業実施後は用途地域が指定されることになる。

## （4）開発計画の状況

対象事業実施区域周辺における土地区画整理事業，道路整備事業等の状況は，表 III－2－3．2（1）～（3）及び図III－2－3．4に示すとおりである。

田富町と玉穂町に韮崎櫛形豊富線（新山梨環状線）が整備されつつあり，また，玉穂町の山梨大学付属病院の南側に土地区画整理事業が進行中である。さらに，昭和町押越には（仮称）押原公園建設事業が計画されている。

表 III－2－3．2（1）開発計画（道路整備事業）

| 路線名 | 起点～終点 | 延長 | 車線数 | 着工 | 供用 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 韮崎櫛形豊富線 <br> （新山梨環状線） | 田富町山之神 <br> $\sim$ 玉穂町成島 | 3.0 km | 2 | H 10 | H20 | 進捗率 $34.3 \%$ |

出典：「平成15年度 土地利用動向調査」（平成15年10月 山梨県企画部）

表III－2－3．2（2）開発計画（土地区画整理事業）

| 事業名 | 所在 | 面積 | 事業主体 | 着工 | 備考 |
| :--- | :--- | :--- | :--- | :---: | :--- |
| 西条第一 | 昭和町 | 23.7 ha | 区画整理組合 | H5 | 進捗率 $95.0 \%$ |
| 医大南部 | 玉穂町 | 49.4 ha | 玉穂町 | H13 | 進捗率 $25.0 \%$ |

出典：「平成15年度 土地利用動向調査」（平成15年10月 山梨県企画部）

表III－2－3．2（3）開発計画（公園整備事業）

| 事業名 | 所在 | 面積 | 事業主体 | 整備期間 |
| :---: | :--- | :--- | :--- | :--- |
| （仮称）押原公園 | 昭和町 | 8.4 ha | 昭和町 | 平成 $17 \sim 19$ 年度 |

出典：昭和町都市計画課資料



用途地域の凡例



## 4．河川，湖沼及び地下水等の利用の状況

## （1）上 水

関係市町の上水道の整備状況は表III－2－4．1に示すとおりである。上水道普及率 は，昭和町で若干低く84．9 \％であるが，他の市町はほぼ $100 \%$ の普及率である。

昭和町と玉穂町は，甲府市水道局の給水を受けている。甲府市水道局の水源は，荒川ダム（取水量： $126,400 \mathrm{~m}^{3} /$ 日）と深井戸（取水量： $46,000 \mathrm{~m}^{3} /$ 日）である。深井戸 は昭和町西条にあり，釜無川の伏流水を地下 $90 \mathrm{~m} \sim 124 \mathrm{~m}$ の深さから汲み上げてい る。

表III－2－4．1 上水道の状況（平成15年3月末現在）

| 市町名 | 人口 | 施設 <br> 数合 <br> 計 | 給水 <br> 人口 <br> 合計 | 上水道 |  | 簡易水道 |  | 専用水道 |  | 普及率（\％） |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  | $\begin{aligned} & \text { 箇所 } \\ & \text { 数 } \end{aligned}$ | 給水 人口 | $\begin{aligned} & \text { 箇所 } \\ & \text { 数 } \\ & \hline \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \text { 給水 } \\ & \text { 人口 } \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \text { 箇所 } \\ & \text { 数 } \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \text { 給水 } \\ & \text { 人口 } \end{aligned}$ |  |
| 昭和町 | 16， 723 | 0 | 14， 196 | 0 | 14， 196 | － | － | － | － | 84.9 |
| 甲斐市 | 73， 297 | 5 | 72，782 | 2 | 71， 019 | 2 | 1，413 | 1 | 350 | 99.3 |
| 玉穂町 | 10， 422 | 0 | 10， 024 | 0 | 10， 024 | － | － | － | － | 96.2 |
| 田富町 | 17，635 | 1 | 17，635 | 1 | 17，635 | － | － | － | － | 100.0 |

注）甲斐市の値は竜王町，敷島町，双葉町の合計値。
出典：「山梨県の水道（平成14年4月1日～平成15年3月31日）」（平成16年3月 山梨県簡易水道協会）

## （2）漁業権

対象事業実施区域及びその周辺が含まれる富士川水系の釜無川及び笛吹川には，表III－2－4． 2 に示す漁業権が設定されている。漁業権者は山梨中央漁業協同組合で あり，存続期間は平成16年1月1日から平成25年12月31日迄となっている。また漁場 は，対象事業実施区域周辺では南アルプス市，豊富村に設定されている。

表 III－2－4．2 漁業権の内容

| 漁業種類 | 漁業権者 | 漁業権魚種 |
| :---: | :---: | :---: |
| 第五種共同漁業 | 山梨中央漁業協同組合 | あゆ，やまめ，にじます，いわな， らなぎ，うぐい，おいかわ，こい |

出典：「遊漁のしおり 平成16年版」（山梨県漁業協同組合連合会）山梨県農政部花き農産課資料

## （3）温 泉

山梨県は，「信玄公の隠し湯」として古くから親しまれた山間の温泉で有名であ るが，昭和 30 年代の「石和温泉郷」の出現により，盆地内での温泉掘削が始まり，関係市町においても，表III－2－4．3に示すように多数の温泉が開発されている。

表III－2－4．3 温泉の状況

| 市町村名 | 温泉地名 | 源泉総数 | 利用 <br> 源泉数 | 末利用源泉数 | 温泉別源泉数 |  |  |  | 主たる泉質名 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  |  | $25^{\circ} \mathrm{C}$ 末满 | $25^{\circ} \mathrm{C}$ 以上 $42^{\circ} \mathrm{C}$ 末満 | $42^{\circ} \mathrm{C}$ 以上 | $\begin{gathered} \hline \text { 水蒸気 } \\ \text { 保 } \end{gathered}$ |  |
| 昭和町 | 昭和 | 11 | 9 | 2 |  | 6 | 5 |  | 単純温泉 |
| 玉楆町 |  | 7 | 7 |  |  | 3 | 4 |  | ナトリウム炭酸水素塩泉 |
| 田富町 |  | 3 | 3 |  |  | 3 |  |  | ナトリウム塩化物炭酸水素塩泉 |
| 甲斐市 | 竜王 | 10 | 10 |  |  | 8 | 2 |  | ナトリウム塩化物泉 |
|  | （敷島町） | 4 | 3 | 1 |  | 4 |  |  | ナトリウム塩化物泉 |
|  | 双葉 | 5 | 4 | 1 |  | 4 | 1 |  | ナトリウム塩化物泉 |

注1）資料は平成15年3月末現在。
2）敷島町は温泉地名はついていない。
出典：「平成15年版 やまなしの環境2003」（平成15年11月 山梨県森林環境部森林環境総務課）

5．環境の保全について特に配慮が必要な施設及び住宅の状況
（1）学校，病院，社会福祉施設等の分布状況
学校•幼稚園，病院，保育園，老人ホーム等静穏な環境が必要とされる施設の分布状況は，表III－2－5． 1 及び図III－2－5． 1 に示すとおりである。
対象事業実施区域に近い施設としては，図III－2－5．2に示すように常永小学校，武川病院，老人保護施設ひばり苑が隣接して所在している。また，上河東保育園，常永保育園が比較的近くに所在している。なお，山梨大学医学部付属病院は，対象事業実施区域から約 1 km 以上離れている。

表III－2－5． 1 環境保全上配慮が必要な施設

| 市町名 | 種 別 | 番号 | 施設名 | 備 考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 昭和町 | 教育施設 | 1 | 西条小学校 |  |
|  |  | 2 | 押原小学校 |  |
|  |  | 3 | 常永小学校 |  |
|  |  | 4 | 押原中学校 |  |
|  | 病 院 | 5 | 武川病院 |  |
|  | 保育園 | 6 | 昭和保育園 |  |
|  |  | 7 | 押原保育園 |  |
|  |  | 8 | 上河東保青㨬 |  |
|  |  | 9 | 常永保育園 |  |
|  | 老人福祉施設 | 10 | 老人保健施設イエス |  |
|  |  | 11 | 老人保護施設ひばり苑 |  |
|  | コミュニティ施設 | 12 | 昭和町総合会館 | 老人福祉センター，保健センター，働く婦人の家，児童館等 |
|  |  | 13 | 昭和町中央公民館 |  |
|  | 図書館 | 14 | 昭和町立図書館 |  |
| 甲斐市 | 教育施設 | 15 | 竜王西小学校 |  |
|  |  | 16 | 農林高校 |  |
|  | 保育園 | 17 | 玉川保育園 |  |
|  |  | 18 | 竜王南保育園 |  |
|  | コミュニティ施設 | 19 | 南部公民館 |  |
| 玉穂町 | 教育施設 | 20 | わかば幼稚園 |  |
|  |  | 21 | 三村小学校 |  |
|  |  | 22 | 玉穂南小学校下河東分校 | 山梨大学医学部付属病院内 |
|  |  | 23 | 玉穂中学校下河東分校 | 山梨大学医学部付属病院内 |
|  |  | 24 | 山梨大学（医学部） |  |
|  | 病 院 | 25 | 山梨大学医学部付属病院 |  |
|  | 保育園 | 26 | 玉穂保育園 |  |
|  | コミュニティ施設 | 27 | 総合会館 | 多目的ホール，研修室等 |
| 田富町 | 教育施設 | 28 | 田富北小学校 |  |
|  | 保育園 | 29 | 北保育園 |  |
|  |  | 30 | 第一保育園 |  |

出典：「都市地図（エアリアマップ）甲府市，甲斐市，昭和•田富•玉穂•中道町，石和温泉」 （平成16年10月 昭文社）
各市町ホームページ

（2）住宅の状況
対象事業実施区域及びその周辺の住宅の分布状沉は，図III－2－3．3の用途地域図に示したとおりであり，昭和町南西端に住居系の用途地域指定がされており，田富町に連続して住居が分布している。また，田富町及び玉穂町では区画整理事業に より宅地化が進み整然とした町並みが形成されつつある。対象事業実施区域北側及 び東側は市街化調整区域に指定されているため住居は少ないが，旧集落が主要な道路沿いにまとまって分布している。

対象事業実施区域及びその近傍についてみると，図III－2－5．2に示すように対象事業実施区域南側に住居が接して広がっている。また，対象事業実施区域に取り囲まれて屋敷添の集落が分布している。対象事業実施区域東側は農地が，北側は農地と工業団地が，西側は農地が分布しており，集落はない。


## 6．下水道の整備の状況

（1）下水道及びその他の処理施設の整備状況
関係市町の下水道及びその他の処理施設の整備状況は，表III－2－6．1に示すと おりである。下水道普及率は昭和町で $59.3 \%$ と県平均よりも $10 \%$ 高いが，甲斐市は $48.8 \%$ ，玉穂町 52.5 ，田富町 $54.1 \%$ と，県平均の $49.5 \%$ とほぼ同程度である。また，合併浄化槽やコミュニティプラントによる処理人口を加えた衛生処理人口からみ た生活排水クリーン処理率は67．2 \％～77． $4 \%$ であり，県平均の $63.9 \%$ よりも若干高 い処理率となっている。

関係市町の下水道の処理は，昭和町の一部が甲府市公共下水道計画処理区域に含 まれるが，昭和町の西部，甲斐市，玉穂町及び田富町は釜無川流域下水道整備計画処理区域に含まれ，釜無川浄化センターで処理されている。

対象事業実施区域は，平成15年3月に下水道整備計画処理区域に編入されている。

表 III－2－6． 1 生活排水処理施設整備の実施状況

| 市町名 | $\begin{gathered} \text { 総人口 } \\ \text { (人) } \end{gathered}$ | $\begin{gathered} \text { 下水道 } \\ \text { (人) } \\ \text { 普及率 } \\ (\%) \\ \hline \end{gathered}$ | 農業集落排水処理施設 （人） | 簡易 <br> 排水 <br> 施設 <br> （人） | 林業集落排水処理施設 （人） | $\begin{gathered} \text { 合併 } \\ \text { 処理 } \\ \text { 浄化槽 } \\ \text { (人) } \\ \hline \end{gathered}$ | $\left\lvert\, \begin{gathered} \text { コミュニ } \\ \text { ティプラ } \\ \text { ント } \\ \text { (人) } \end{gathered}\right.$ | 小規模集合排水処理施設 （人） | 衛生 <br> 処理 <br> 人口 <br> （人） | 生活排水 クリーン処理率 （\％） |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 昭和町 | 16， 099 | $\begin{array}{r} 9,539 \\ (59.3) \end{array}$ | － | － | － | 1，283 | － | － | 10，822 | 67.2 |
| 甲斐市 | 72，194 | $\begin{aligned} & 35,195 \\ & (48.8) \end{aligned}$ | 161 | － | － | 11，239 | 3， 051 | － | 49，646 | 68.8 |
| 玉穂町 | 9，899 | $\begin{array}{r} 5,194 \\ (52.5) \\ \hline \end{array}$ | － | － | － | 1，597 | － | － | 6，791 | 68.6 |
| 田富町 | 16， 375 | $\begin{gathered} 8,865 \\ (54.1) \end{gathered}$ | － | － | － | 731 | 3， 074 | － | 12，670 | 77.4 |
| 山梨県 | 882， 677 | $\begin{gathered} 436,864 \\ (49.5) \end{gathered}$ | 15，115 | 0 | 0 | 104， 145 | 8，201 | 77 | 564， 402 | 63.9 |

注1）値は，平成16年3月31日現在。
2 ）下水道欄下段の（ ）内数値は人口でみた下水道普及率（ \％）。
3 ）甲斐市の値は竜王町，敷島町，双葉町の合計値。
出典：「生活排水処理施設整備の実施状況」（山梨県土木部下水道課資料）

## （2）ごみ処理

関係市町のごみ処理は，昭和町，甲斐市（旧竜王町），玉穂町及び田富町が加入 している中巨摩地区広域事務組合により，ごみの焼却処理，粗大ごみの処理，し尿処理を行っている。

ごみの焼却処理は玉穂町一町畑に建設されている清掃センター（処理能力：270t／日）で，粗大ごみの処理は同センター（処理能力：40t／日）で，し尿処理は玉穂町乙黒の衛生センター（処理能力：85kl／日）で行っている。

平成14年度におけるごみの収集量，排出量等の状況は，表III－2－6． 2 に示すとお りである。

表 III－2－6．2 ごみ処理の状況

| 市町名 | ごみ処理人 <br> 口（人） | ごみ年間総 <br> 収集量 $(\mathrm{t})$ | ごみ年間総 <br> 排出量 $(\mathrm{t})$ | ごみ特殊運 <br> 搬車（台） | ごみ運搬車 <br> $($ 台 $)$ |
| :---: | :---: | ---: | :---: | :---: | :---: |
| 昭和町 | 16,723 | 3,220 | 6,104 | 4 | 7 |
| 甲斐市 | 73,297 | 17,176 | 25,416 | 9 | 19 |
| 玉穂町 | 10,422 | 2,010 | 3,804 | 3 | 0 |
| 田富町 | 17,635 | 3,325 | 6,437 | 5 | 0 |
| 山梨県 | 900,231 | 297,131 | 358,133 | 161 | 113 |

注1）値は平成14年度。
2）甲斐市の値は竜王町，敷島町，双葉町の合計値。
出典：「やまなしの統計 統計データバンク」（山梨県企画部統計調査課）

## 7．大気汚染，騒音，振動，水質汚濁等の環境に係る状況

（1）大気汚染

## ア．大気汚染の測定状況

対象事業実施区域周辺における大気汚染の常時監視測定局及び移動測定局の位置は表III－2－7． 1 及び図III－2－7．1に示すとおりであり，同表に示す項目を測定 している。各測定局の対象事業実施区域からの距離は，衛公研局が約 6.5 km ，小笠原局が約 6 km ，県庁自排局が約 6.5 km である。

また，移動測定局は，平成14年1月から主要幹線道路周辺に配置され，自動車排 ガスに係る浮遊粒子状物質の濃度を中心に測定している。

表III－2－7． 1 対象事業実施区域周辺の大気汚染測定局

| 測定局名 |  | 用途地域 | 測定場所 |  | 環境基準項目 |  |  |  |  | 補助項目 |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 酸 华 い 守 亏 |  |  | $\begin{aligned} & \text { 酸 } \\ & \text { 华 } \\ & \text { 少 } \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \text { 浮 } \\ & \text { 退 } \\ & \text { 粹 } \\ & \text { 状 } \\ & \text { 䀜 } \end{aligned}$ |  | $\begin{aligned} & \text { 光 } \\ & \text { 学 } \\ & \text { 学 } \\ & \text { キ } \\ & \text { 多 } \\ & \text { 学 } \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \text { 韭 } \\ & \text { 多 } \\ & \text { 懅 } \\ & \text { 永 } \\ & \text { 素 } \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \text { 風 } \\ & \text { 䖝 } \\ & \text { 風 } \end{aligned}$ |
| 般 | 衛公研 |  | 住 | 甲府市富士見1－7－31 | 衛生公害研究所 | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |
|  | 小笠原 | 住 | 南アルプス市下宮地 $445-5$ | 小笠原保健所 |  |  |  | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |  | $\bigcirc$ |
| 県庁自動車排ガス |  | 商 | 甲府市丸の内 1－6－1 | 山梨県庁 |  | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |  |  |  |
| 移動測定局 |  |  | 甲府市国母6－5－1 | 甲府市中央卸売市場 | $\bigcirc$ |  | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |  |  |
|  |  |  | 昭和町西条3000 | 県立昭和高等学 校 | $\bigcirc$ |  | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |  |  |

出典：「平成15年版 やまなしの環境2003」（平成15年11月 山梨県森林環境部森林環境総務課）


図III－2－7．1 大気汚染測定局等位置図

## 凡 例

- 大気汚染常時監視測定局
- 自動車排ガス測定局
- 移動測定局

○ 甲府地方気象台

$1: 75,000$


## イ．環境基準の達成状況

各測定局における平成15年度の測定結果は，表III－2－7．2に示すとおりである。

## ［二酸化窒素］

二酸化窒素は，年平均値が $0.013 \sim 0.028 \mathrm{ppm}$ ，日平均値の年間 $98 \%$ 値が $0.030 \sim$ 0．041ppmとなっており，すべての測定局で環境基準を達成している。

環境基準： 1 時間値の 1 日平均値が 0.04 から 0.06 ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。

## ［浮遊粒子状物質］

浮遊粒子状物質は，年平均値が $0.027 \sim 0.034 \mathrm{mg} / \mathrm{m}^{3}$ ，日平均値の $2 \%$ 除外値が $0.061 \sim 0.068 \mathrm{mg} / \mathrm{m}^{3}$ となっている。長期的評価，短期的評価ともに環境基準が達成されている。

環境基準： 1 時間値の 1 日平均値が $0.10 \mathrm{mg} / \mathrm{m}^{3}$ 以下であり，かつ 1 時間値が $0.20 \mathrm{mg} / \mathrm{m}^{3}$ 以下であるこ と。

## ［光化学オキシダント］

光化学オキシダントは，年平均値（昼間）が 0.031 ppm ， 1 時間値が 0.062 ppm を超 えた時間数が $461 ~ 483$ 時間となっており，すべての測定局で環境基準が達成され ていない。

環境基準：1時間値が0．06ppm以下であること。

## ［非メタン炭化水素］

非メタン炭化水素は，年平均値（6～9時）が 0.30 ppmC ， $6 \sim 9$ 時の平均値が 0.31 ppmC を超えた日数が 108 日となっており，指針値を達成していない。

指針値：光化学オキシダントの日最高 1 時間 0.06 ppm に対応する午前 6 時から 9 時までの 3 時間平均値が， $0.20 \mathrm{ppmC} \sim 0.31 \mathrm{ppmC}$ の範囲にあること。

表 III－2－7．2 大気汚染の状況（平成15年度）

## ［二酸化窒素】

| 測定局 | $\begin{aligned} & \text { 有效測 } \\ & \text { 正日数 } \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \text { 有効測 } \\ & \text { 定時間 } \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \hline \text { 年平均 } \\ & \text { 値 } \end{aligned}$ | $\begin{array}{\|l\|l\|} \hline 1 \text { 時間値 } \\ \mathcal{O} \end{array}$ 値 | 1 時 0．2ppn た時間 の割合 | $\begin{aligned} & \text { 値が } \\ & \text { 超え } \\ & \vdots と そ ~ \end{aligned}$ | $\begin{array}{\|l\|} \hline 1 \text { 時 } \\ \text { 0. 1ppm } \\ \text { 0. 2ppm } \\ \text { 時間数 } \\ \text { 割合 } \\ \hline \end{array}$ | $\begin{aligned} & \text { 値 が } \\ & \text { 人 } \\ & \text { 上 } \\ & \text { その } \\ & \text { その } \end{aligned}$ |  | $\begin{aligned} & \text { 値が } \\ & 2 ⿺ ⿱ 土 龰 ⿱ 刀 口 灬 土 口 え \\ & \text { その } \end{aligned}$ | 日平均値が 0.04 ppm 以上 0．06ppm以下の日数とその割合 |  | $\left\lvert\, \begin{array}{l\|l\|} \hline \text { 日平均値 } \\ \text { の年 } & \text { 間 } \\ 98 \% \text { 値 } \end{array}\right.$ | 98\％値評価 による日平均 値 が 0．06ppm を超えた日数 | 環竟基漼 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 日 | 時間 | ppm | ppm | 時間 | \％ | 時間 | \％ | 日 | \％ | 日 | \％ | ppm | 日 | 達成非達成 $\times$ |
| 衛公研 | 350 | 8，424 | 0.020 | 0.062 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 4 | 1.1 | 0.036 | 0 | $\bigcirc$ |
| 小笠原 | 364 | 8，742 | 0.013 | 0.065 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 1 | 0.3 | 0． 030 | 0 | $\bigcirc$ |
| 県庁自排 | 365 | 8，711 | 0.028 | 0.069 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 15 | 4.1 | 0.041 | 0 | $\bigcirc$ |

【浮遊粒子状物質】

| 測定局 | 有効測定日数 | $\begin{array}{\|l\|} \hline \text { 有效測 } \\ \text { 定時間 } \end{array}$ | $\begin{gathered} \hline \text { 年平均 } \\ \text { 値 } \end{gathered}$ | 1 時間値が 0.2 <br> $\mathrm{mg} / \mathrm{m}^{3}$ を超えた <br> 時間数とその割 <br> 合 |  | $\begin{aligned} & \text { 日平均値が0. } 10 \\ & \mathrm{mg} / \mathrm{m}^{3} \text { を超えた } \\ & \text { 日数とその割合 } \end{aligned}$ |  | $\begin{array}{\|l\|l\|} \hline 1 \text { 時間値の } \\ \hline \text { 最高値 } \end{array}$ | $\begin{aligned} & \text { 日平均値の } \\ & 2 \% \text { 除外値 } \end{aligned}$ | 日平均値が $0.10 \mathrm{mg} / \mathrm{m}^{3}$ を超えた日 が2日以上連続したこと の有無 | 環境基準の長期的評価 による日平均値が 0.10 $\mathrm{mg} / \mathrm{m}^{3}$ を超 えた日数 | 環境基準 |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  |  |  | 短期的評価 | 長期的評価 |  |  |  |  |
|  | 日 | 時間 | $\mathrm{mg} / \mathrm{m}^{3}$ | 時間 | \％ |  |  | 日 | \％ | $\mathrm{mg} / \mathrm{m}^{3}$ | $\mathrm{mg} / \mathrm{m}^{3}$ | 有•無 | 日 | 達成○•非達成× |  |
| 衛公研 | 359 | 8，637 | 0.027 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0． 156 | 0.061 | 無 | 0 | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |
| 県庁自排 | 365 | 8，750 | 0． 034 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0.130 | 0． 068 | 無 | 0 | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |

【光化学オキシダント】

| 測定局 | 昼間の測定日数と測定時間 |  | 昼間の1時間値の年平均值 | 昼間の1時 ppmを超え間数 | 值が0． 06日数と時 | 昼間の1時間値が0． 12 ppmを超えた日数と時間数 |  | 昼間の1時間値の最高値 | 昼間の日最高1時間値 の年平均値 | 環境基準 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 日 | 時間 | ppm | 日 | 時間 | 日 | 時間 | ppm | ppm | 達成○•非達成 $\times$ |
| 衛公研 | 366 | 5，473 | 0． 031 | 94 | 483 | 0 | 0 | 0.099 | 0.049 | $\times$ |
| 小笠原 | 366 | 5，456 | 0． 031 | 84 | 461 | 0 | 0 | 0.098 | 0.048 | $\times$ |

【非メタン炭化水素】

| 測定局 | 測定時間 | 年平均値 <br> ppmC | $6 \sim 9$ 時 <br> の年 平均値 <br> ppmC | $6 \sim 9$ 時 <br> の測 定 <br> 日数 <br> 日 | $6 \sim 9$ 時 <br> の平均 <br> 値 の最 <br> 大値 <br> ppmC | $6 \sim 9$ 時 <br> の平均 <br> 値の最 <br> 小値 <br> ppmC | $6 \sim 9$ 時の平均値が 0.20 ppmC を超えた日数とそ の割合 |  | 6～9時の平均値が 0.31 ppmC を超えた日数とそ の割合 |  | 指針との比較 <br> 達成 $\bigcirc$ •非達成 $\times$ |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 時間 |  |  |  |  |  | 日 | \％ | 日 | \％ |  |
| 衛公研 | 7，708 | 0.25 | 0.30 | 325 | 1.12 | 0.01 | 233 | 71.7 | 108 | 33.2 | $\times$ |

注）非メタン炭化水素の基準値は，「光化学オキシダント生成防止のための大気中非メタン炭化水素の指針」（昭和51年8月 中央公害対策審議会答申）を示す。

出典：「大気汚染の常時監視（平成 15 年度）」（山梨県森林環境部大気水質保全課）

## ウ．大気汚染濃度の経年変化

平成11～15年度における年平均値の経年変化は図III－2－7．2沶すとおりであ る。

## ［二酸化窒素］

二酸化窒素濃度は，小笠原局で若干増加傾向にあるが，衛公研局，県庁自排局 ではやや減少傾向にある。

## ［浮遊粒子状物質］

浮遊粒子状物質濃度は，衛公研局でやや低下傾向にあり，平成14年からの測定 である県庁自排局は，平成 $14 \sim 15$ 年度では横ばいである。

## ［光化学オキシダント］

光化学オキシダントは，昼間の 1 時間値が 0.062 ppmを超えた時間数は，衛公研局，小笠原局ともに年度により大きく上下している。

## ［非メタン炭化水素］

非メタン炭化水素の濃度は，平成11～13年度にかけて増加し，13年度をピーク に減少傾向にある。


図III－2－7．2 大気汚染濃度の経年変化（平成 11 年～15年度）

## エ。移動測定局の測定結果

移動測定局における平成14年度の測定結果は，表III－2－7．3に示すとおりであ る。
［二酸化窒素］
二酸化窒素の日平均値の最高値は，国母で $0.041 ~ 0.046 \mathrm{ppm}$ ，昭和町で $0.031 ~$ 0.037 ppm となっており，環境基準より低い値を示している。
［浮遊粒子状物質］
浮遊粒子状物質の 1 時間値の最高値は国母で $0.088 \sim 0.106 \mathrm{mg} / \mathrm{m}^{3}$ ，昭和町で $0.106 \sim 0.176 \mathrm{mg} / \mathrm{m}^{3}$ ，日平均値の最高値は国母で $0.043 \sim 0.065 \mathrm{mg} / \mathrm{m}^{3}$ ，昭和町で $0.041 \sim 0.068 \mathrm{mg} / \mathrm{m}^{3}$ となっており，環境基準（ 1 時間値が $0.20 \mathrm{mg} / \mathrm{m}^{3}$ 以下， 1 日平均値が $0.10 \mathrm{mg} / \mathrm{m}^{3}$ 以下）より低い値となっている。
［光化学オキシダント］
光化学オキシダントの昼間の 1 時間値が 0.06 ppm を超えた日数は，国母は 0 日 であるが，昭和町は合計4日あり，環境基準を達成していない。

表III－2－7． 3 移動測定局による大気汚染測定結果（平成14年度）
【二酸化窒素】

| 設置場所 |  | 国母（甲府市中央卸売市場） |  | 昭和町（県立昭和高等学校） |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 月 |  | 4 月 | 5 月 | 9 月 | 10月 | 11月 |
| 月平均値 | ppm | 0.031 | 0.031 | 0.021 | 0.024 | 0.027 |
| 1時間値の最高値 | ppm | 0.060 | 0.054 | 0.055 | 0.050 | 0.054 |
| 日平均値の最高値 | ppm | 0.046 | 0.041 | 0.032 | 0.031 | 0.037 |

【浮遊粒子状物質】

| 設置場所 |  | 国母 <br> （甲府市中央卸売市場） |  | 昭和町 <br> （県立昭和高等学校） |  |  |
| :--- | :--- | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 月 | 4 月 | 5 月 | 9 月 | 10 月 | 11 月 |  |
| 月平均値 | $\mathrm{mg} / \mathrm{m}^{3}$ | 0.030 | 0.025 | 0.024 | 0.026 | 0.024 |
| 1時間値の最高値 | $\mathrm{mg} / \mathrm{m}^{3}$ | 0.106 | 0.088 | 0.176 | 0.113 | 0.106 |
| 日平均値の最高値 | $\mathrm{mg} / \mathrm{m}^{3}$ | 0.065 | 0.043 | 0.041 | 0.068 | 0.066 |

【光化学オキシダント】

| 設置場所 |  | 国母（甲府市中央卸売市場） |  | 昭和町（県立昭和高等学校） |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 月 |  | 4月 | 5 月 | 9 月 | 10月 | 11月 |
| 昼間の1時間値の月平均値 | ppmC | 0.026 | 0.025 | 0.023 | 0.018 | 0.011 |
| 昼間の1時間値が 0.06 ppm を超えた日数 | 日 | 0 | 0 | 3 | 1 | 0 |
| 昼間の1時間値が 0.06 ppm を超えた時間数 | 時間 | 0 | 0 | 6 | 2 | 1 |
| 昼間の1時間値の最高値 | ppmC | 0.055 | 0.055 | 0.067 | 0． 063 | 0.037 |

出典：「大気汚染の常時監視（平成15年度）」（山梨県森林環境部大気水質保全課）

## オ．ダイオキシン類の測定結果

対象事業実施区域周辺における平成 15 年度の大気中のダイオキシン類濃度測定結果は，表 III－2－7． 4 に示すとおりである。年間平均値は0．060～0．097pg－TEQ／m³ であり，すべての測定地点で環境基準を達成している。

表 III－2－7． 4 環境大気中のダイオキシン類測定結果（平成15年度）

|  | （単位： $\mathrm{pg}-\mathrm{TEQ} / \mathrm{m}^{3}$ ） |  |
| :--- | :---: | :---: |
| 調査地点 | 年間平均値 | 環境基準 |
| 衛生公害研究所（甲府市） | 0.081 | 0.6 |
| 小笠原保健所（南アルプス市） | 0.066 |  |
| 市川大門町町民会館（市川大門町） | 0.060 |  |
| 南アルプス市若草支所（南アルプス市） | 0.097 |  |

出典：「大気汚染の常時監視（平成15年度）」（山梨県森林環境部大気水質保全課）

## （2）騒 音

山梨県では自動車交通騒音について平成13年度から8ヶ年計画で19市町村内の全対象地域を評価することにしており，平成15年度には32区間について面的評価を行っている。そのうち，対象事業実施区域周辺で測定された結果は，表III－2－7． 5 に示すとおりである。

9 地点の環境基準の達成割合は，昼夜間とも基準値以下は $88.4 \%$ ，昼間のみ基準値以下は $5.5 \%$ ，夜間のみ基準値以下は $1.1 \%$ ，昼夜間とも基準値超過は $5.0 \%$ とな っている。

表III－2－7．5 自動車騒音常時監視結果（平成15年度•面的評価）

| $\begin{aligned} & \text { 番 } \\ & \text { 号 } \end{aligned}$ | 測定地点 | $\begin{aligned} & \text { 車 } \\ & \text { 線 } \\ & \text { 数 } \end{aligned}$ | （上段）始点 （下段）終点 | 評価 <br> 区間 <br> の <br> 延長 <br> $(\mathrm{km})$ | $\begin{aligned} & \text { 居住等 } \\ & \text { 戸数 } \\ & \text { (戸) } \end{aligned}$ | 環境基準の達成戸数•割合 |  |  |  |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  |  |  | 昼夜間とも基準値以下 |  | 昼間のみ基準値以下 |  | 夜間のみ基準値以下 |  | 昼夜間とも基準値超過 |  |
|  |  |  |  |  |  | 戸 | \％ | 戸 | \％ | 戸 | \％ | 戸 | \％ |
| 1 | 一般国道 20 号 | 4 | 中巨摩郡昭和町西条中巨摩郡竜王町竜王 | 2.9 | 128 | 88 | 68.8 | 12 | 9． 4 | 0 | 0.0 | 28 | 21.9 |
| 2 | 一般国道 20 号 | 3 | 中巨摩郡竜王町竜王中巨摩郡竜王町竜王 | 1． 1 | 131 | 111 | 84.7 | 2 | 1.5 | 0 | 0.0 | 18 | 13.7 |
| 3 | 一般国道20号 | 2 | 中巨摩郡竜王町竜王中巨摩郡竜王町竜王 | 1.9 | 122 | 76 | 62.3 | 44 | 36.1 | 0 | 0.0 | 2 | 1.6 |
| 4 | $\text { 一般国道 } 141$ | 2 | 中巨摩郡昭和町西条中巨摩郡昭和町西条 | 0.5 | 7 | 7 | 100.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 |
| 5 | （主）甲府市川大門線 | 2 | 中巨摩郡昭和町西条中巨摩郡昭和町西条 | 0.8 | 82 | 67 | 81.7 | 15 | 18.3 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 |
| 6 | （主）韮崎櫛形豊富線 | 2 | 中巨摩郡玉穂町一町畑中巨摩郡玉穂町一町畑 | 0.2 | 29 | 21 | 72.4 | 0 | 0.0 | 8 | 27.6 | 0 | 0.0 |
| 7 | （主）敷島田富線 | 2 | 中巨摩郡竜王町竜王中巨摩郡竜王町西八幡 | 2.7 | 318 | 295 | 92.8 | 0 | 0.0 | 6 | 1.9 | 17 | 5.3 |
| 8 | （主）敷島田富線 | 2 | 中巨摩郡竜王町竜王中巨摩郡竜王町西八幡 | 2.5 | 366 | 366 | 100.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 |
| 9 | （主）甲府玉穂中道線 | 2 | 中巨摩郡玉穂町中楯中巨摩郡玉穂町成島 | 1． 6 | 145 | 143 | 98.6 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 2 | 1.4 |
| 合 |  |  |  | 14． 2 | 1，328 | 1，174 | 88.4 | 73 | 5.5 | 14 | 1.1 | 67 | 5.0 |

出典：「平成15年度自動車騒音常時監視結果」（山梨県森林環境部大気水質保全課）

また，「第02－0026号 県単独道路改築事業 甲府敷島菲崎線外道路交通騒音調査及 びデータ解析業務委託報告書」（平成14年12月株式会社建設企画コンサルタント） によれば，図III－2－7． 3 に示す昭和町河西の主要地方道甲府市川大門線において測定された道路交通騒音は，表III－2－7．6に示すとおりである。昼の時間帯は 69 dB であり，環境基準（ 70 dB ）を下回っているが，夜は 67 dB であり，環境基準（ 65 dB ）を超過している。なお，要請限度については両時間帯とも基準を下回っている。

## 表III－2－7．6 道路交通騒音調査結果

| 測定場所 | 環境基準類型 | 車 <br> 線 <br> 数 | 要請 <br> 限度 区分 | 測定値（LAeq） <br> （dB） |  | 環境基準 <br> （dB） |  | 要請限度 <br> （dB） |  | 交通量 |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  |  |  | 12時間（台／日） | 24時間（台／日） |  |  |
|  |  |  |  | 昼 | 夜 |  |  | 昼 | 夜 | 昼 | 夜 | 大型車混入率（\％） | 大型車混入率（\％） |
| 昭和町河西1202 <br> （甲府市川大門線） | B | 4 | b | 69 | 67 | 70 | 65 | 75 | 70 | 18，936 | 25，526 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 9． 4 | 9． 2 |

注）調查日 平成14年9月3日（火）午前 7 時～4日（水）午前 7 時
出典：「第02－0026号 県単独道路改築事業 甲府敷島韮崎線外道路交通騒音調査及びデータ解析業務委託報告書」 （平成14年12月 株式会社建設企画コンサルタント）

## （3）振 動

「平成15年版 やまなしの環境2003」（平成15年11月 山梨県森林環境部森林環境総務課）によれば，山梨県では平成14年度における振動に係る苦情は 3 件であり，金属製造に伴うもの 1 件，道路に係わるもの 1 件，その他 1 件と少ない。関係市町内では，振動に係る苦情はなかった。


## （4）水質汚濁

## ア．河川水質

## （ア）生活環境項目

対象事業実施区域周辺の河川水質（生活環境項目）の状況は，表III－2－7．7に示すとおりである。これらの調査地点の位置は図III－2－7．4に示すとおりである。

水素イオン濃度（ pH ）は，富士川三郡西橋で環境基準が達成されていないが他の地点は達成している。

溶存酸素量（D0）は，富士川三郡西橋及び笛吹川桃林橋で環境基準が達成されて いないが他の地点は達成している。

生物化学的酸素要求量（BOD）は，75\％値評価では各地点とも環境基準点を達成 している。

浮遊物質量（SS）及び大腸菌群数は，全地点で環境基準を超える値が測定されて いる。

表 III－2－7． 7 河川水質の状況（平成14年度：生活環境項目）

| 水域名 |  |  | 富士川（2） | 笛吹川下流 | 鎌田川 |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 地点名 |  |  | 三郡西橋 | 桃林橋 | 高室橋 | 鎌田川流末 |
| 番号（図III－2－7．4に対応） |  |  | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 類 型 |  |  | A | A | B | B |
| 達成期間 |  |  | イ | 八 | 八 | 八 |
| pH |  | 最小～最大 | 7． $6 \sim 10$ | 7． $3 \sim 7.7$ | 7． $3 \sim 8.0$ | 7． $5 \sim 8.1$ |
|  |  | $\mathrm{m} / \mathrm{n}$ | 5／24 | 0／24 | 0／23 | 0／24 |
| $\begin{gathered} \text { D O } \\ (\mathrm{mg} / \cdot, \end{gathered}$ |  | 最小～最大 | 7． $4 \sim 13$ | 6． $4 \sim 10$ | $6.5 \sim 10$ | 6． $5 \sim 11$ |
|  |  | $\mathrm{m} / \mathrm{n}$ | 1／24 | 7／24 | 0／23 | 0／24 |
|  |  | 平均値 | 11 | 8.4 | 8.3 | 8.9 |
| $\begin{aligned} & \text { B O D } \\ & (\mathrm{mg} / \bullet \cdot, \end{aligned}$ |  | 最小～最大 | ＜0．5～2．4 | $0.6 \sim 6.2$ | 1． $2 \sim 4.5$ | 1． $2 \sim 3.3$ |
|  |  | $\mathrm{m} / \mathrm{n}$ | 3／24 | 12／24 | 5／23 | 2／24 |
|  | $\begin{array}{l\|l\|} \hline \text { 閯 } \\ \text { 平 } \\ \text { 均 } \\ \text { 檤 } \end{array}$ | $\mathrm{x} / \mathrm{y}$ | 1／12 | 5／12 | 3／12 | 1／12 |
|  |  | 平均値 | 1.1 | 2.4 | 2.6 | 2.4 |
|  |  | 75\％値 | 1.3 | 2.6 | 2.8 | 2.7 |
|  |  | 最小～最大 | $<0.5 \sim 2.3$ | $0.8 \sim 5.7$ | 1．9～3．4 | 1． $4 \sim 3.2$ |
| $\underset{(\mathrm{mg} / \cdot}{\mathrm{S} \mathrm{~S}},$ |  | 最小～最大 | 2～190 | $4 \sim 74$ | $2 \sim 44$ | $5 \sim 28$ |
|  |  | $\mathrm{m} / \mathrm{n}$ | 3／24 | 2／24 | 1／23 | 4／24 |
|  |  | 平均値 | 21 | 14 | 10 | 16 |
| 大腸菌群数 （個） |  | 最小～最大 | $\begin{gathered} 4.60 \mathrm{E}+02 \sim \\ 4.90 \mathrm{E}+04 \end{gathered}$ | $\begin{gathered} 3.30 \mathrm{E}+02 \sim \\ 7.90 \mathrm{E}+04 \end{gathered}$ | $\begin{gathered} 4.90 \mathrm{E}+03 \sim \\ 2.40 \mathrm{E}+06 \end{gathered}$ | $\begin{gathered} 2.40 \mathrm{E}+04 \sim \\ 1.60 \mathrm{E}+05 \\ \hline \end{gathered}$ |
|  |  | $\mathrm{m} / \mathrm{n}$ | 11／12 | 11／12 | 22／23 | 24／24 |
|  |  | 平均値 | 1． $10 \mathrm{E}+04$ | 3． $20 \mathrm{E}+04$ | 2． $20 \mathrm{E}+05$ | 8． $30 \mathrm{E}+04$ |
| $\begin{aligned} & \text { 全窒素 } \\ & (\mathrm{mg} / \bullet \text { • } \end{aligned}$ |  | 最小～最大 | $0.51 \sim 1.9$ | － | 1． $3 \sim 2.5$ | 1．1～1．3 |
|  |  | 平均値 | 1.3 | － | 1.9 | 1.2 |
| $\begin{gathered} \text { 全燐 } \\ (\mathrm{mg} / \cdot, \end{gathered},$ |  | 最小～最大 | $0.083 \sim 0.29$ | － | $0.17 \sim 0.33$ | $0.12 \sim 0.15$ |
|  |  | 平均値 | 0.16 | － | 0.22 | 0.14 |

注）m：環境基準値を超える検体数， n ：総検体数， x ：環境基準に適合しない日数， y ：総測
定日数，平均：日間平均値の年平均値，中央値， $75 \%$ 値：日間平均値の年間の中央値及び $75 \%$
出典：「平成 14 年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果」（平成16年2月 山梨県森林環境部大気水質保全課）

（イ）健康項目等
健康項目等の測定結果は表III－2－7．8に示すとおりであり，健康項目につい ては全地点で環境基準を達成している。

表III－2－7．8 河川水質の状況（平成14年度：健康項目）
（単位：mg／•，

| 水域名 | 富士川（2） | 笛吹川下流 | 鎌田川 |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 地点名 | 三郡西橋 | 桃林橋 | 高室橋 | 鎌田川流末 |
| 番号（図 III－2－7．3に対応） | 1 | 2 | 3 | 4 |
| カドミウム | $<0.001$ | $<0.001$ | $<0.001$ | $<0.001$ |
| －全シアシ | $<0.1$ | $<0.1$ | $<0.1$ | $<0.1$ |
| 鉛 | $<0.005$ | $<0.005$ | $<0.005$ | $<0.005$ |
| 六価クロム | $<0.02$ | $<0.02$ | $<0.02$ | ＜0．02 |
| 䃾素 | $<0.005$ | $<0.005$ | $<0.005$ | $<0.005$ |
| 総水銀 | $<0.0005$ | $<0.0005$ | $<0.0005$ | $<0.0005$ |
| アルキル水銀 | ND | N D | － | － |
| P C B | N D | ND | N D | N D |
| ジクロロメタン | $<0.002$ | － | $<0.002$ | $<0.002$ |
| 四塩化炭素 | $<0.0002$ | － | $<0.0002$ | $<0.0002$ |
| 1，2－ジクロロエタン | $<0.0004$ | － | $<0.0004$ | $<0.0004$ |
| 1，1－ジクロロエチレン | ＜0．002 | － | $<0.002$ | ＜0．002 |
| シスー1，2－ジクロロエチレン | ＜0．004 | － | $<0.004$ | $<0.004$ |
| $1,1,1$ トリクロロエタン | $<0.0005$ | － | $<0.0005$ | $<0.0005$ |
| 1，1，2－トリクロロエタン | $<0.0006$ | － | ＜0．0006 | $<0.0006$ |
| トリクロロエチレン | $<0.002$ | － | $<0.002$ | ＜0．002 |
| テトラクロロエチレン | ＜0．005 | － | $<0.005$ | ＜0．005 |
| 1，3－ジクロロプロペン | $<0.0002$ | － | ＜0．0002 | $<0.0002$ |
| チウラム | $<0.0006$ | － | $<0.0006$ | $<0.0006$ |
| シマジン | $<0.0003$ | － | $<0.0003$ | $<0.0003$ |
| チオベンカルブ | $<0.002$ | － | $<0.002$ | $<0.002$ |
| ベンゼン | $<0.001$ | － | $<0.001$ | $<0.001$ |
| セレン | $<0.001$ | － | 0.002 | $<0.002$ |
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | 1 | 2 | 1.7 | 1.3 |
| 硝酸性窒素 | 0.01 | 0.1 | 0.05 | 0.05 |
| ふつ素 | 0.09 | 0.11 | 0． 11 | 0.09 |
| ほう素 | 0.05 | 0.07 | 0.08 | 0.06 |

出典：「平成 14 年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果」（平成16年2月 山梨県森林環境部大気水質保全課）

## （ウ）ダイオキシン類

対象事業実施区域周辺の河川水のダイオキシン類の測定結果は，表III－2－7． 9 に示すとおりである。鎌田川の調査地点では，平成 14 年度， 15 年度とも環境基準を満足しているものの，流末では環境基準値（ $1 \mathrm{pg}-\mathrm{TEQ} / \ell$ ）より僅かに下回る濃度となっている。

表III－2－7．9 河川水のダイオキシン類測定結果
（単位：pg－TEQ／e）

| 年度 | 調査地点 |  | 採取日 | 測定結果 | 環境基準 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 平成 14 年度 | 鎌田川 | 高室橋 | $\begin{gathered} \text { 8月27日~ } \\ \text { 28日 } \end{gathered}$ | 0.36 | 1以下 |
|  | 鎌田川 | 神明橋 |  | 0.69 |  |
|  | 鎌田川 | 流末 |  | 0.92 |  |
| 平成 15 年度 | 鎌田川 | 神明橋 | 8月22日 | 0.79 |  |
|  | 鎌田川 | 流末 |  | 0.97 |  |

出典：「平成15年版 やまなしの環境2003」（平成15年11月 山梨県森林環境部森林環境総務課）
「平成15年度ダイオキシン類の常時監視結果について」（山梨県森林環境部大気水質保全課）

## イ．底 質

底質のダイオキシン類の測定結果は表III－2－7．10に示すとおりであり，全地点で底質に係る環境基準（150pg－TEQ／g）を達成している。

表III－2－7．10 底質のダイオキシン類測定結果
（単位： $\mathrm{pg}-\mathrm{TEQ} / \mathrm{g}$ ）

| 年度 | 調査地点 |  | 採取日 | 測定結果 | 環境基準 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 平成14年度 | 鎌田川 | 高室橋 | 8月28日 | 1.6 | 150以下 |
|  | 鎌田川 | 神明橋 |  | 3.5 |  |
|  | 鎌田川 | 流末 |  | 2.1 |  |
| 平成 15 年度 | 鎌田川 | 神明橋 | 8月22日 | 2.2 |  |
|  | 鎌田川 | 流末 |  | 1． 7 |  |

出典：「平成15年版 やまなしの環境2003」（平成15年11月 山梨県森林環境部森林環境総務課）
「平成15年度ダイオキシン類の常時監視結果について」（山梨県森林環境部大気水質保全課）

## ウ。地下水水質

地下水水質の状況は，平成14年度の地下水調査（概況調査）では表 III－2－7．11 に示すように，昭和町押越，田富町布施の 2 地点の井戸における測定結果は環境基準項目及び要監視項目で基準値を超えた項目はない。また，表III－2－7．12に示すよ うに，定期モニタリング調査では，昭和町の 3 カ所の井戸でトリクロロエチレンが， 4 カ所の井戸でテトラクロロエチレンが地下水水質の環境基準を超えている。

表III－2－7．11 地下水水質調査結果（平成14年度概況調査：51地点）
（単位：mg／$\ell$ ）

|  |  | 井戸番号17 | 井戸番号33 | 基準値 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 昭和町押越 | 田富町布施 |  |
|  |  | 飲用の有無：無 | 飲用の有無：有 |  |
|  |  | 深度 35 m | 深度50m |  |
| 環境基準項目 | 鉛 | $<0.005$ | $<0.005$ | 0.01 |
|  | 砒素 | $<0.005$ | $<0.005$ | 0.01 |
|  | ジクロロメタン | $<0.002$ | $<0.002$ | 0.02 |
|  | 1，1，1－トリクロロエタン | $<0.0005$ | $<0.0005$ | 1 |
|  | 硝酸性窒素•亜硝酸性窒素 | 1.5 | 1.5 | 10 |
|  | ふつ素 | 0.06 | 0.06 | 0.8 |
|  | ほう素 | $<0.04$ | $<0.04$ | 1 |
| 要監視項目 | ニッケル | $<0.001$ | － | なし |
|  | アンチモン | $<0.0002$ | － | なし |

注1）値は年間平均値（2回の測定結果の平均値）。
2）本表に記載した以外の環境基準項目及び監視項目は，いずれの井戸からも検出されなかった。出典：「平成14年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果」（平成16年2月 山梨県森林環境部大

> 気水質保全課)

表III－2－7．12 地下水水質調査結果（平成14年度定期モニタリング調査：36井戸）


地下水のダイオキシン類の測定結果は表III－2－7．13に示すとおりである。平成13年度は現甲斐市の竜王町竜王及び玉穂町成島において，平成14年度には昭和町押越 で観測されており，両年度とも環境基準を達成している。平成15年度は関係市町に ついては調査地点はない。••

表III－2－7．13 地下水のダイオキシン類測定結果
（単位：pg－TEQ／$\ell$ ）

| 調査年度 | 調査地点 | 採取日 | 測定結果 | 環境基準 |
| :---: | :--- | :---: | :---: | :---: |
| 平成13年度 | 竜王町竜王 | H13．8．28 | 0.057 | 1以下 |
|  | 玉穂町成島 | H13．8．28 | 0.059 |  |
| 平成14年度 | 昭和町押越 | H14．9．10 | 0.068 |  |

出典：「やまなしの環境」（山梨県森林環境部森林環境総務課）

## （5）悪 臭

「平成15年版 やまなしの環境2003」（平成15年11月 山梨県森林環境部森林環境総務課）によれば，山梨県では平成14年度における悪臭に係る苦情は121件であり，全苦情件数の $13.7 \%$ と大気汚染に次いで高い比率を占めている。内訳は，畜産業が 32件（26．4 \％），家庭生活が 24 件（ $19.8 \%$ ），製造業が21件（17．4 \％），サービス業が 14 件（ $11.6 \%$ ）等の順となっている。

関係市町では，悪臭に係る苦情は昭和町で 1 件，甲斐市で 2 件，玉穂町で 2 件あ り，田富町ではなかった。

## （6）地盤沈下

山梨県では昭和49年から釜無川，笛吹川及び J R 中央線に囲まれた約 $80 \mathrm{~km}^{2}$ の地域 について一級水準測量を行い，地盤沈下の状況を調査している。

表III－2－7．14に対象事業実施区域周辺の水準点における沈下量を示す。平成14年度の変動量は，$-3.5 \mathrm{~mm} \sim+2.3 \mathrm{~mm}$ ，平均 -1.6 mm となっており，若干ではあるが沈下 が続いている。

## 表II－2－7．14 地盤沈下の状況（水準点の沈下量）

| 水準点番号 | 所在地 |  | 測量開始年 | 年度 | H10 | H11 | H12 | H13 | H14 | 平均 沈下量 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 91－1 | 昭和町 | 西条 | S56 | 累計 | $-94.4$ | $-98.0$ | －101．9 | －104．5 | $-105.9$ |  |
|  |  |  |  | 各年 | －1．4 | －3．6 | －3．9 | －2．6 | －1．4 | －2． 6 |
| 55－12 |  | 飯喰 | S56 | 累計 | $-52.7$ | $-56.7$ | $-60.4$ | －64． 4 | －66． 4 |  |
|  |  |  |  | 各年 | －0．5 | －4．0 | －3．7 | －4．0 | －2．0 | －2． 8 |
| 91 |  | 上河東 | S56 | 累計 | $-77.7$ | －82．8 | $-87.0$ | －91．7 | －94．9 |  |
|  |  |  |  | 各年 | 0.6 | $-5.1$ | －4．2 | －4．7 | －3．2 | $-3.3$ |
| 6－1 |  | 紙漉河原 | H6 | 累計 | $-13.6$ | $-20.0$ | $-26.5$ | $-30.2$ | $-32.2$ |  |
|  |  |  |  | 各年 | －1．3 | －6．4 | －6．5 | －3．7 | －2．0 | $-4.0$ |
| No． 8 | 竜王町 | 玉川 | S49 | 累計 | $-104.4$ | $-109.0$ | $-113.3$ | $-116.8$ | $-119.0$ |  |
|  |  |  |  | 各年 | －2．1 | －4．6 | $-4.3$ | $-3.5$ | －2．2．2 | －3．3 |
| 55－13 |  | 西八幡 | S56 | 累計 | －32．1 | $-32.0$ | $-33.0$ | $-38.3$ | $-39.0$ |  |
|  |  |  |  | 各年 | 0.7 | 0.1 | $-1.0$ | $-5.3$ | －0．7 | －1．2 |
| 55－14 |  | 篠原 | S56 | 累計 | $-29.8$ | $-27.8$ | $-29.3$ | $-34.3$ | －33．1 |  |
|  |  |  |  | 各年 | －1．0 | 2． 0 | －1．5 | $-5.0$ | 1． 2 | －0．9 |
| 020－140 |  | 富竹新田 | S49 | 累計 | $-34.5$ | $-31.6$ | －33．2 | $-39.2$ | －36．9 |  |
|  |  |  |  | 各年 | 1.6 | 2.9 | －1．6 | －6．0 | 2.3 | －0．2 |
| No． 2 | 玉穂町 | 成島 | S49 | 累計 | $-143.0$ | $-148.1$ | $-151.5$ | －157．8 | $-159.4$ |  |
|  |  |  |  | 各年 | －0．6 6 | －5． 1 | －3．4 | －6．3 | －1．6 | －3． 4 |
| 55－10 |  | 一町畑 | S56 | 累計 | －81．9 | －88．1 | －93．6 | －100． 4 | $-102.3$ |  |
|  |  |  |  | 各年 | －0．1 | －6． 2 | $-5.5$ | －6．8 | －1．9 | －4．1 |
| 55－8 |  | 井之口 | S56 | 累計 | －99．7 | －106． 1 | $-110.5$ | －116．0 | $-119.3$ |  |
|  |  |  |  | 各年 | 0.4 | －6． 4 | －4． 4 | $-5.5$ | －3．3 | －3．8 |
| 55－11 | 田富町 | 今福新田 | S56 | 累計 | $-91.5$ | －97． 3 | $-101.9$ | $-107.1$ | $-108.2$ |  |
|  |  |  |  | 各年 | 1.1 | －5．8 | －4．6 | －5．2 | －1．1 | －3．1 |
| No． 1 |  | 布施 | S49 | 累計 | $-118.7$ | $-125.3$ | $-129.2$ | －135．0 | －137．8 |  |
|  |  |  |  | 各年 | 2.8 | $-6.6$ | －3．9 | $-5.8$ | －2．8 | $-3.3$ |
| 90－1 |  | 山之神 | S56 | 累計 | $-79.0$ | $-86.6$ | $-91.3$ | －95．8 | －99．3 |  |
|  |  |  |  | 各年 | 0.5 | $-7.6$ | $-4.7$ | －4．5 | －3．5 | －4．0 |
| 年度平均沈下量 |  |  |  |  | 0.1 | －4．0 | －3．8 | －4．9 | －1．6 | －2．9 |

[^1]
## （7）土壌汚染

対象事業実施区域周辺における土壌のダイオキシン類の測定結果は表III－2－ 7.15 に示すとおりであり，2年度とも全地点で土壌に係る環境基準を達成してい る。

表III－2－7．15 土壌のダイオキシン類測定結果

| 調査年度 | 調査地点 |  | 採取日 | 測定結果 | 環境基準 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 平成14年度 | 竜王町 | 竜王新町 | 9月24日 | 2.0 | 1，000以下 |
|  | 竜王町 | 篠原 |  | 0.13 |  |
|  | 竜王町 | 西八幡 |  | 0.39 |  |
|  | 昭和町 | 築地新居 | 9月25日 | 1.1 |  |
|  | 昭和町 | 紙漉河原 |  | 0.080 |  |
| 平成15年度 | 昭和町 | 河西 | 8月11日 | 2.2 |  |
|  | 昭和町 | 押越 |  | 6.9 |  |

出典：「平成15年版 やまなしの環境2003」（平成15年11月 山梨県森林環境部森林環境総務課）「平成15年度ダイオキシン類の常時監視結果について」（山梨県森林環境部大気水質保全課）

## 8．環境保全関係法令等による指定地域，規制等の状況

（1）自然環境及び歴史文化環境の保全に係る関係法令

## ア。指定•規制の概要

対象事業実施区域及びその周辺における自然環境の保全，歴史文化環境の保全に係る法令等による指定•規制の概要は，表III－2－8．1に示すとおりである。

表 III－2－8． 1 自然•歴史文化環境の保全に係る法令等の指定•規制の概要

| 関係法令•条例等 | 指定区域•地域等 | 指定•規制等の状況 |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 対象事業実施区域 | 周辺 |
| 自然公園法 | 国立公園，国定公園 | $\times$ | $\times$ |
| 山梨県立自然公園条例 | 県立自然公園 | $\times$ | $\times$ |
| 自然環境保全法 | 原生自然環境保全地域 | $\times$ | $\times$ |
|  | 自然環境保全地域 | $\times$ | $\times$ |
| 山梨県自然環境保全条例 | 自然環境保全地区 | $\times$ | $\bigcirc$ |
| 山梨県景観保全条例 | 景観形成地域 | $\times$ | $\times$ |
| 都市計画法山梨県風致地区条例 | 風致地区 | $\times$ | $\times$ |
| 鳥獣の保護及び狩猟の適正化 に関する法律 | 特別保護地区 | $\times$ | $\times$ |
|  | 鳥獣保護区 | $\times$ | $\bigcirc$ |
| 絶滅のおそれのある野生動植物の保存に関する法律 | 国内希少野生動植物種の保存のため の生息地等保護区及び管理地区 | $\times$ | $\times$ |
| 文化財保護法 | 史跡，名勝，天然記念物，建造物等 | $\times$ | $\bigcirc$ |
| 文化財保護条例 | 史跡，名勝，天然記念物，建造物等 | $\times$ | $\bigcirc$ |
|  | 埋蔵文化財 | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |
| やまなしの歴史文化公園に関 する条例 | 歴史文化公園 | $\times$ | $\bigcirc$ |

注）指定•規制等に該当する場合は $○$ ，該当しない場合は $\times$ を示す。

## イ．自然環境保全地区

山梨県自然環境保全条例により対象事業実施区域の周辺に指定されている自然環境保全地区として，甲斐市竜王，西八幡に「釜無川自然造成地区」が指定されてい る。

位置等は，表III－2－8． 2 及び図III－2－8． 1 に示すとおりである。

表III－2－8．2 釜無川自然造成地区

| 名 | 称 | 釜無川自然造成地区 |
| :---: | :---: | :---: |
| 場 | 所 | 甲斐市竜王，西八幡 |
| 所有区分 |  | 国有地，県有地，市有地 |
| 面 | 積 | 18.52 ha |
| 状 |  | この地区は，釜無川の氾濫対策として，武田信玄が天文11年か ら独創的な方法により築堤したいわゆる信玄堤一帯の地域である。 この付近は，現在ケヤキ，クヌギ，イヌシデ等のうっそうとした貴重な平地林が形成されている。 |

出典：山梨県森林環境部みどり自然課資料

## ウ．鳥獣保護区等

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律により対象事業実施区域の周辺に指定 されている「鳥獣保護区」，「銃猟禁止区域」の位置等は，表III－2－8．3及び図III －2－8． 1 に示すとおりである。昭和町には釜無川サイクリングロード銃猟禁止区域 が指定されているが，対象事業実施区域は区域外となっている。

表 III－2－8． 3 鳥獣保護区等の指定状況

| 名 称 | 所在地 | 面 積 | 期 限 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 信玄堤鳥獣保護区 | 甲斐市 | 132 ha | H25．11． 30 |
| 荒川銃猟禁止区域 | 甲府市 | 85.5 ha | H20．10． 31 |
| 釜無川サイクリングロ <br> ード銃猟禁止区域 | 甲斐市，南アルプス市，昭和町，田富町 | 605 ha | H18．10． 31 |
| 笛吹川サイクリングロ ード銃猟禁止区域 | 甲府市，山梨市，石和町， 中道町，玉穂町，市川大門町，田富町 | 1，185．5 ha | H22．10． 31 |

出典：「山梨県鳥獣保護区等位置図（平成15年度）」（山梨県森林環境部みどり自然課）


## 工．文化財

## （ア）指定文化財

文化財保護法，山梨県文化財保護条例等により対象事業実施区域の周辺に指定 されている指定文化財の位置等は，表III－2－8． 4 及び図III－2－8． 2 に示すとお りである。昭和町には県及び町指定の「鰐口」（工芸品）が指定されているが，対象事業実施区域内には指定文化財はない。

表 III－2－8． 4 指定文化材の状況

| 区 | 分 | 名 称 | 所在地 | 指定年月日 | 備 考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 県指定町指定 | 工芸品 | 鰐 口 | 昭和町上河東 （妙福寺蔵） | $\begin{array}{\|c} \mid \text { 昭 } 35.11 .7 \\ (\text { (県•町) } \end{array}$ | 堂前の軒に掛け，つるした綱で打 ち鳴らす道具。妙福寺の魴口は約 40 cm の青銅製。 |
| 県指定 | 建造物 | 穂見八幡神社本殿 | 田富町布施2034 | 昭40．5．13 | 室町•桃山風の建築様式を伝える。 |
| 国登録 | 建造物 | 旧小井川郵便局 | 田富町布施2051 | 平10．12．12 | 文化財保護法第56号の2第1項の規定による文化財登録原簿登録。昭和初期の洋風建築。 |
|  | 出典：「昭和町文化のしおり」（昭和町教育委員会） <br> 「竜王町の文化財」（竜王町教育委員会） |  |  |  | 員会） |

## （イ）埋蔵文化財

対象事業実施区域及びその周辺における周知の埋蔵文化財の分布状況は，表III－ 2－8．5（1）～（4）及び図III－2－8．3に示すとおりである。対象事業実施区域内に は，「霞堤」，「村前遺跡」，「熊野神社前遺跡」，「田之神田遺跡」が分布し ている。

## 才。歴史文化公園

山梨県では郷土の歴史的文化的遺産と周囲の自然環境が一体をなしている地域 を，やまなしの歴史文化公園に関する条例により「やまなしの歴史文化公園」に指定している。対象事業実施区域周辺では，表III－2－8．6に示すように，甲斐市竜王 に「信玄堤」が指定されている。

表III－2－8． 6 やまなしの歴史文化公園の状況

| 公園名 | 市町村名 | 区域 | 面積 | 指定年月日 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 信玄堤 | 甲翡市 <br> （竜王） | 信玄堤の自然と歴史，慈照寺， <br> 山縣神社等を中心と帯 <br> 一地 | 約200 ha | S60．2．20 |

出典：「平成15年版 やまなしの環境2003」（平成15年11月 山梨県森林環境部森林環境総務課）


表III－2－8．5（1）埋蔵文化財の状況（昭和町）

| 番号 | 遺跡名 | 地区名 |
| :---: | :---: | :---: |
| 1 | 霞堤（信玄堤） | 飯喰，河西 他 |
| 2 | 村内遺跡 | 築地新居 |
| 3 | 屋敷添遺跡 | 飯喰 |
| 4 | 村前遺跡 | 河西 |
| 5 | 大林遺跡 | 河西 |
| 6 | 熊野神社前遺跡 | 上河東 |
| 7 | 田之神田遺跡 | 上河東 |
| 8 | 宝田遺跡 | 上河東 |
| 9 | 道田遺跡 | 河東中島 |
| 10 | 熊之宮遺跡 | 河東中島 |
| 11 | 曲淵西遺跡 | 押越 |
| 12 | 穴田遺跡 | 西条二区 |
| 13 | 越乃遺跡 | 押越 |
| 14 | 新田遺跡 | 押越 |
| 15 | 村前遺跡 | 押越 |
| 16 | 殿屋敷北遺跡 | 押越 |
| 17 | 佐津平遺跡 | 紙漉阿原 |
| 18 | 川添遺跡 | 紙漉阿原 |
| 19 | 西村前遺跡 | 紙漉阿原 |
| 20 | 前田遺跡 | 紙漉阿原 |
| 21 | 松之木遺跡 | 西条一区 |
| 22 | 中切遺跡 | 西条一区 |
| 23 | 増泉寺前遺跡 | 西条二区 |
| 24 | 村北遺跡 | 西条新田 |
| 25 | 義清神社内遺跡 | 西条二区 |
| 26 | － | 押越 |
| 27 | － | 飯喰 |
| 28 | 田之神田遺跡 | 上河東 |

出典：「義清神社内遺跡 付•昭和町の埋蔵文化財分布調査報告」（昭和 61 年 3 月 昭和町教育委員会，義清神社内遺跡発掘調查団）昭和町教育委員会調心゙

表III－2－8．5（2）埋蔵文化財の状況（甲斐市）

| 番号 | 遺跡名 | 種 別 | 所在地 |
| :---: | :--- | :--- | :--- |
| 1 | 霞堤 | 堤防跡 | 西八幡 |
| 2 | 堀の内 | 館跡 | 玉川字堀の内 $116 ~ 118$ |
| 3 | 御崎神社遺跡 | 墓跡 | 玉川字堀の内 $213-2$ |
| 4 | 玉川廃寺 | 寺跡 | 玉川字里ノ内 $334 \cdot 335$ |
| 5 | 霞堤 | 堤防跡 | 玉川 |
| 6 | 霞堤 | 堤防跡 | 玉川 |
| 7 | 霞堤 | 堤防跡 | 玉川 |
| 8 | 霞堤 | 堤防跡 | 玉川 |
| 9 | 霞堤 | 堤防跡 | 玉川 |

出典：「竜王町遺跡地図」（平成14年12月 竜王町教育委員会）

表III－2－8．5（3）埋蔵文化財の状況（玉穂町）

| 番号 | 遺跡名 | 種 別 | 所在地 | 時 期 | 備 考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 1 | 中通第 1 遺跡 | 散布地 | 井之口字中通 | 中世～近世 | かわらけ・土器（鍋類）•磁器•陶器 |
| 2 | 中通第 2 遺跡 | 散布地 | 井之口中通 | 中世～近世 | かわらけ・土器（鍋類）•磁器•陶器 |
| 3 | 中通第3遺跡 | 散布地 | 井之口字中通 | 中世 | かわらけ・陶器 |
| 4 | 村西遺跡 | 散布地 | 井之口字村西 | 中世～近世 | かわらけ・磁器 |
| 5 | 中通第4遺跡 | 散布地 | 井之口字中通 | 中世 | かわらけ・土器（鍋類） |
| 6 | 若宮第 1 遺跡 | 散布地 | 若宮字若宮 | 中世～近世 | かわらけ・土器（鍋類）•陶器 |
| 7 | 若宮第2遺跡 | 散布地 | 若宮字若宮 | 平安•近世 | 土師器・かわらけ・土器（鍋類） |
| 8 | 若宮第5遺跡 | 散布地 | 井之口字中通 | 中世 | かわらけ・土器（鍋類） |
| 9 | 相之田遺跡 | 散布地 | 中楯字相之田 | 中世 | かわらけ・土器（鍋類） |
| 10 | 今川第3遺跡 | 散布地 | 井之口字今川 | 平安 | 土師器 |
| 11 | 今川第1遺跡 | 散布地 | 井之口字今川 | 近世 | 陶器 |
| 12 | 今川第2遺跡 | 散布地 | 井之口字今川 | 中世 | かわらけ |
| 13 | 今川第4遺跡 | 散布地 | 井之口字今川 | 中世～近世 | かわらけ・土器（鍋類） |
| 14 | 今川第5遺跡 | 散布地 | 井之口字今川 | 近世 | 泥人形•陶器 |
| 15 | 今川第6遺跡 | 散布地 | 井之口字今川 | 中世 | かわらけ |
| 16 | 三宮司遺跡 | 散布地 | 上三条字三宮司 | 弥生末•平安 | 土器（弥生末）• 土師器・かわらけ |
| 17 | 中新居遺跡 | 散布地 | 下河東字中新居 | 平安•中世 | 土師器・かわらけ |
| 18 | 天神木遺跡 | 散布地 | 下河東字天神木 | 平安•中世～近世 | 土師器•功らけ・磁器 |
| 19 | 平田宫遺跡 | 散布地 | 下河東字平田宮 | 中世 | かわらけ・土器（鍋類） |
| 20 | 上䆶遺跡 | 散布地 | 下河東字上䆶 | 中世 | かわらけ・土器（鍋類）•磁器•陶器 |
| 21 | 川久保遺跡 | 散布地 | 成島字川久保 | 近世 | かわらけ・土器（鍋類） |

出典：「町内遺跡詳細分布調査報告書」（平成 7 年 3 月 玉穂町教育委員会）

表 III－2－8．5（4）埋蔵文化財の状況（田富町）

| 番号 | 遺跡名 | 所在地 | 遺跡時期 |
| :---: | :--- | :--- | :--- |
| 1 | 上手新田遺跡 | 山之神 | 古墳 |
| 2 | 臼井阿原上河原遺跡 | 臼井阿原 | 古墳～古代 |
| 3 | 立川飛行機甲府製造所跡 | 山之神 | 近現代 |
| 4 | 冷久保遺跡 | 布施 | 中世～近世 |
| 5 | 神田遺跡 | 布施 | 中世～近世 |
| 6 | 布施村北遺跡 | 布施 | 中世 |
| 7 | 小井川遺跡 | 布施 | 中世～近世 |
| 8 | 三井右近丞屋敷跡 | 布施 | 中世～近世 |
| 9 | 中澤五郎右衛門屋敷跡 | 布施 |  |

出典：「町内遺跡詳細分布調査報告書」（平成15年3月 田富町教育委員会）


## （2）国土防災等に係る関係法令

対象事業実施区域及びその周辺における国土防災等に係る法令等による指定•規制の概要は，表III－2－8．7に示すとおりであり，該当する指定区域等はない。

表II－2－8． 7 国土防災等に係る法令等の指定•規制の概要

| 関係法令•条例等 | 指定区域•地域等 |  | 指定•規制等の状況 |  | 対象事業 <br> 実施区域 | 周辺 |
| :--- | :--- | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 急傾斜地の崩壊による災害の <br> 防止に関する法律 | 急傾斜地崩壊危険区域 | $\times$ | $\times$ |  |  |  |
| 地すべり等防止法 | 地すべり防止区域 | $\times$ | $\times$ |  |  |  |
| 砂防法 | 砂防指定地 | $\times$ | $\times$ |  |  |  |
| 森林法 | 保安林 | $\times$ | $\times$ |  |  |  |

注）指定•規制等に該当する場合は○，該当しない場合は×を示す。

## （3）生活環境の保全に係る関係法令

## ア・指定•規制の概要

対象事業実施区域及びその周辺における生活環境の保全に係る法令等による指定•規制の概要は，表III－2－8．8に示すとおりである。なお基準•指針等は，対象事業に関わるものを記載した。

表III－2－8．8 生活環境の保全に係る法令等の指定•規制の概要

| 項目 | 関係法令•条例等 | 区域•地域等の指定又は基準•指針等の設定 | 指定•規制等の状況 |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  | 対象事業実施区域 | 周辺 |
| $\begin{aligned} & \text { 大気 } \\ & \text { 汚染 } \end{aligned}$ | 環境基本法 | 環境基準 | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |
| $\begin{aligned} & \text { 水質 } \\ & \text { 汚濁 } \end{aligned}$ | 環境基本法 | 環境基準，類型を当てはめる水域 | $\times$ | $\bigcirc$ |
| 土壌 <br> 汚染 | 環境基本法 | 土壌の汚染に係る環境基準 | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |
|  | 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律 | 農用地土壌污染対策地域 | $\times$ | $\times$ |
|  | 土壌汚染対策法 | 指定区域 | $\times$ | $\times$ |
| $\begin{aligned} & \text { ダイ } \\ & \text { オキ } \\ & \text { シン } \\ & \text { 類 } \end{aligned}$ | ダイイ才キシノ類対策特別措置法 | ダイホキシン類による大気の汚染，水質の污濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係 る環境基準 | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |
| $\begin{aligned} & \text { 騒 } \\ & \text { 音 } \end{aligned}$ | 環境基本法 | 環境基準，類型を当てはめる地域 | $\triangle$ | $\bigcirc$ |
|  | 騒音規制法 <br> 山梨県公害防止条例 | 規制基準，規制地域 | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |
| 振 <br> 動 | 振動規制法 <br> 山梨県公害防止条例 | 規制基準，規制地域 | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |
| $\begin{aligned} & \text { 悪 } \\ & \text { 具 } \end{aligned}$ | 悪臭防止法山梨県悪臭防止対策指導指針 | 規制基準，規制地域 | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |
| 地盤沈 <br> 下 | 山梨県地下水資源の保護および採取適正化に関する指導要綱 | 地下水の採取の規制地域 | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |

注）指定•規制等に該当する場合は 1 ，該当しない場合は $\times$ を示す。
なお，事業実施後に適用受ける場合は $\triangle$ で示した。

## イ．大気汚染

## （ア）環境基準

環境基本法に基づく大気汚染に係る環境基準は，表III－2－8．9（1），（2）に示す とおりである。なお，ダイオキシン類に係る環境基準は，「オ，ダイオキシン類」 の項に記載する。
大気の汚染に係る環境基準の適用範囲は，都市計画法に規定する工業専用地域，港湾法に規定する臨港地区，道路の車道部•事業場の敷地境界・その他原野等通常住民の生活実態の考えられない地域又は場所を除く範囲であり，対象事業実施区域及びその周辺のほとんどの地域は環境基準の適用範囲である。

表 III－2－8．9（1）大気の汚染に係る環境基準

| 物質 | 二酸化いおら | 一酸化炭素 | 浮遊粒子状物質 | 二酸化窒素 | 光化学才キシダント |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 環境上 の条件 | 1時間値の1日平均値が 0.04 ppm 以下で あり，かつ1時間値 が 0.1 ppm 以下であ ること。 | 1時間値の1日平均値が 10 ppm 以下であ り，かつ1時間値の8時間平均値が 20 ppm以下であること。 | 1時間値の1日平均値が $0.10 \mathrm{mg} / \mathrm{m}^{3}$ 以下 であり，かつ1時間値が $0.20 \mathrm{mg} / \mathrm{m}^{3}$ 以下 であること。 | 1時間値の1日平均値が 0.04 から 0．06ppmまでのゾー ン内又はそれ以下 であること。 | 1 時間値が 0.06 ppm以下であること。 |
| 測定 方法 | 溶液導電率法又は紫外線蛍光法 | 非分散型赤外分析計を用いる方法 | 濾過捕集による重量濃度測定方法又 はこの方法によっ て測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得 られる光散乱法，圧電天びん法若し くはベータ線吸収法 | ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用い る化学発光法 | 中性ヨウ化カリウ ム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法，紫外線吸収法又はエチレン を用いる化学発光法 |
| 備考 |  |  |  |  |  |
| 2 ：光化学オキシダントとは，オゾン，パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り，二酸化窒素を除く。）をいう。 <br> 二酸化いおら，一酸化炭素，浮遊粒子状物質，光化学オキシダント：「昭和 48 年 環告第 25 号」 <br> 二酸化窒素：「昭和53年 環告第38号」 |  |  |  |  |  |

表III－2－8．9（2）大気の汚染に係る環境基準（ベンゼン等）

| 物質 | ベンゼン |  | トリクロロエチレン | テトラクロロエチレン |
| :---: | :--- | :--- | :--- | :--- | ジクロロメタン

「平成 9 年 環告第 4 号」

## ウ．水質活濁

## （ア）環境基準

環境基本法に基づく水質の汚濁に係る環境基準は，人の健康の保護に関する環境基準と生活環境の保全に関する環境基準とに分けて設定されている。

人の健康の保護に関する環境基準は，全公共用水域について一律に適用される ものであり，生活環境の保全に関する環境基準は，河川，湖沼及び海域毎に指定 された各公共用水域の水域類型毎に設定されている。
水質の汚濁に係る環境基準は表III－2－8．10（1），（2）に示すとおりである。
雨水排水先の環境基準の類型指定状況は，直接の排水先河川である常永川，清川排水路及び東花輪川には環境基準の類型は指定されていないが，それらの河川 が最終的に流入する釜無川には A 類型，鎌田川にはB類型（鎌田川の流入河川で ある笛吹川はA類型）が指定されている（表III－2－8． 11 参照）。

なお，ダイオキシン類に係る環境基準は，「オ，ダイオキシン類」の項に記載 する。

表III－2－8．10（1）水質汚濁に係る環境基準
【人の健康の保護に関する環境基準（全公共用水域）】

| 項 目 | 基準値 | 達成期間 | 該当水域 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| カドミウム | $0.01 \mathrm{mg} / \ell$ 以下 | 設定後直ちに達成され，維持さ れるように努め るものとする。 | 全公共用水域及び地下水 |
| 全シアン | 検出されないこと |  |  |
| 鉛 | $0.01 \mathrm{mg} / \ell$ 以下 |  |  |
| 六価クロム | $0.05 \mathrm{mg} / \ell$ 以下 |  |  |
| 砒素 | $0.01 \mathrm{mg} / \ell$ 以下 |  |  |
| 総水銀 | $0.0005 \mathrm{mg} /$ ¢ 以下 |  |  |
| アルキル水銀 | 検出されないこと |  |  |
| P C B | 検出されないこと |  |  |
| ジクロロメタン | $0.02 \mathrm{mg} / \ell$ 以下 |  |  |
| 四塩化炭素 | $0.002 \mathrm{mg} /$ 似 以下 |  |  |
| 1，2－ジクロロエタン | $0.004 \mathrm{mg} / \ell$ 以下 |  |  |
| 1，1－ジクロロエチレン | $0.02 \mathrm{mg} / \ell$ 以下 |  |  |
| シス－1，2－ジクロロエチレン | $0.04 \mathrm{mg} / \ell$ 以下 |  |  |
| 1，1，1－トリクロロエタン | $1 \mathrm{mg} / \ell$ 以下 |  |  |
| 1，1，2－トリクロロエタン | $0.006 \mathrm{mg} / \ell$ 以下 |  |  |
| トリクロロエチレン | $0.03 \mathrm{mg} / \ell$ 以下 |  |  |
| テトラクロロエチレン | $0.01 \mathrm{mg} / \ell$ 以下 |  |  |
| 1，3－ジクロロプロペン | $0.002 \mathrm{mg} /$ 似 以下 |  |  |
| チウラム | $0.006 \mathrm{mg} / \ell$ 以下 |  |  |
| シマジン | $0.003 \mathrm{mg} / \ell$ 以下 |  |  |
| チオベンカルブ | $0.02 \mathrm{mg} / \ell$ 以下 |  |  |
| ベンゼン | $0.01 \mathrm{mg} / \ell$ 以下 |  |  |
| セレン | $0.01 \mathrm{mg} / \ell$ 以下 |  |  |
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | $10 \mathrm{mg} / \ell$ 以下 |  |  |
| ふつ素 | $0.8 \mathrm{mg} /$ ¢ 以下 |  |  |
| ほう素 | $1 \mathrm{mg} / \ell$ 以下 |  |  |

注 1 ）基準値は年間平均値とする。ただし，全シアンに係る基漼値については，最高値とする。
2 ）「検出されないこと」とは，当該項目毎に指定された測定方法により測定した場合におい て，測定結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3 ）海域については，ふつ素及びほう素の基準値は適用しない。
4 ）硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は，規格K0102の43．2．1，43．2．3又は43．2．5によって測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0．2259を乗じたものと規格K0102の43．1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 に乗じたものの和とする。

「昭和46年 環告第59号」
「平成 9 年 環告第 10 号」

表III－2－8．10（2）水質汚濁に係る環境基準
【生活環境の保全に関する環境基準（河川（湖沼を除く））】

|  | 利用目的 の適応性 | 基 準 値 |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 水素イオン <br> 濃度 <br> （pH） | $\begin{gathered} \hline \text { 生物化学的 } \\ \text { 酸素要求量 } \\ \text { (BDD) } \end{gathered}$ | 浮遊物質量 <br> （SS） | 溶存酸素量 （D0） | 大腸菌群数 |
| A A | 水道1級自然環境保全及び A 以下の欄 に掲げるもの | $\begin{aligned} & \text { 6.5以上 } \\ & \text { 8.5以下 } \end{aligned}$ | $\begin{gathered} 1 \mathrm{mg} / \ell \\ \text { 以下 } \end{gathered}$ | $\begin{gathered} 25 \mathrm{mg} / \ell \\ \text { 以下 } \end{gathered}$ | $\begin{gathered} 7.5 \mathrm{mg} / \ell \\ \text { 以上 } \end{gathered}$ | 50MPN／ $100 \mathrm{~m} \ell$ 以下 |
| A | 水道 2 級 <br> 水産1級 <br> 水浴 <br> 及びB以下の欄 <br> に掲げるもの | 同上 | $\begin{gathered} 2 \mathrm{mg} / \ell \\ \text { 以下 } \end{gathered}$ | 同上 | 同上 | 1，000MPN／ 100 m ใ 以下 |
| B | 水道 3 級 <br> 水産 2 級 <br> 及びC以下の欄 <br> に掲げるもの | 同上 | $\begin{gathered} 3 \mathrm{mg} / \ell \\ \text { 以下 } \end{gathered}$ | 同上 | $5 \mathrm{mg} / \ell$以上 | 5，000MPN／ 100 m ใ 以下 |
| C | 水産3級 <br> 工業用水 1 級及びD以下の欄 に掲げるもの | 同上 | $\begin{gathered} 5 \mathrm{mg} / \ell \\ \text { 以下 } \end{gathered}$ | $\begin{gathered} 50 \mathrm{mg} / \ell \\ \text { 以下 } \end{gathered}$ | 同上 | － |
| D | 工業用水 2 級農業用水及びEの欄に掲 げるもの | $\begin{aligned} & \text { 6.0以上 } \\ & \text { 8.5以下 } \end{aligned}$ | $\begin{gathered} 8 \mathrm{mg} / \ell \\ \text { 以下 } \end{gathered}$ | $\begin{gathered} 100 \mathrm{mg} / \ell \\ \text { 以下 } \end{gathered}$ | $\begin{gathered} 2 \mathrm{mg} / \text { l } \\ \text { 以上 } \end{gathered}$ | － |
| E | 工業用水 3 級環境保全 | 同上 | $\begin{gathered} 10 \mathrm{mg} / \ell \\ \text { 以下 } \end{gathered}$ | $\begin{array}{\|l\|l\|} \hline \text { ごみ等の浮 } \\ \text { 遊が認めら } \\ \text { れないこと } \\ \hline \end{array}$ | 同上 | － |
| 備考 <br> 1 基準 <br> 2 農業 | 値は，日間平均値用利水点について | する。 <br> ，水素イオン | 濃度 6.0 以上 | 5以下，溶存 | 酸素量5mg／ | 以上とする。 |

注1）自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2）水道 1 級：万過等による簡易な浄水操作を行うもの水道2級：沈澱ろ過等による通常の浄水操作を行うもの水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3）水産 1 級：ヤマメ，イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用水産 3 級：コイ，フナ等 $\beta$ —中腐水性水域の水産生物用
4）工業用水 1 級：沈溉等による通常の浄水操作を行うもの工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行らもの
5）環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等含む。）において不快感を生じない限度
「昭和46年 環告第59号」

| 類 型 | 水生生物の生息状況の適応性 | 基準値 | 該当水域 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 全亜鉛 |  |
| 生物 A | イワナ，サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域 | $0.03 \mathrm{mg} / 1$ 以下 | 第1 の 2 の（2）に より水域類型ごと に指定す る水域 |
| 生物特 A | 生物 A の水域のらち，生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場と して特に保全が必要な水域 | $0.03 \mathrm{mg} / 1$ 以下 |  |
| 生物 B | コイ，フナ等比較的高温域を好む水生生物及び これらの餌生物が生息する水域 | $0.03 \mathrm{mg} / 1$ 以下 |  |
| 生物特 B | 生物 B の水域のらち，生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場と して特に保全が必要な水域 | $0.03 \mathrm{mg} / 1$ 以下 |  |
| 測定方法 | 規格 53 に定める方法（準備操作は規格 53 に定める方法によるほか，付表 9 に掲げる方法によることができる。また，規格53 で使用する水については付表9の1（1）による。） |  |  |
| $\begin{aligned} & \text { 備考 } \\ & 1 \\ & 1 \end{aligned} \text { 基準値は, 年間平均値とする (湖沼, 海域もこれに準ずる。) }$ |  |  |  |

「昭和46年 環告第59号」

表III－2－8．11 水質汚濁に係る環境基準の類型を当てはめる水域の指定

| 水 域 | 該当類型 | 達成期間 |
| :---: | :---: | :---: |
| 富士川（2） <br> （塩川合流点から笛吹川合流点まで） | A | イ |
| 富士川（3） <br> （笛吹川合流点から身延橋まで） | A | ハ |
| 笛吹川下流 <br> （亀甲橋より下流） | A | 八 |
| 鎌田川 <br> （笛吹川右岸に合流するものの全域） | B | ハ |
| 備考：1）該当類型のアルファベットは，水質汚濁に係る環境基準について（昭和45年4月 21 日閣議決定）の別表2の1の（1）の表に掲げる類型を示す。 <br> 2）達成期間の分類は，次のとおりとする。 <br> 「イ」は，直ちに達成 <br> 「八」は，五年を超える期間で可及的すみやかに達成 |  |  |

「昭和 48 年 環告第 21 号」
「昭和 49 年 県告第 153 号」
「平成 7 年 県告第 131 号の 4」

## エ，土壌汚染

## （ア）環境基準

環境基本法に基づく土壌の汚染に係る環境基準は，表III－2－8．12に示すとお りである。なお，ダイオキシン類に係る環境基準は，「オ，ダイオキシン類」の項に記す。
（イ）農用地土壌汚染対策地域の指定要件
農用地の土壌の汚染防止等に関する法律に基づく農用地土壌汚染対策地域の指定要件（要点抜粋）は，表III－2－8．13に示すとおりである。対象事業実施区域及 び周辺においては農用地土壌汚染対策地域の指定はない。

## （ウ）土壌汚染対策法による指定区域の指定基準

土壌汚染対策法に基づく指定区域の指定に係る基準は，表III－2－8．14に示す とおりである。対象事業実施区域及び周辺においては指定区域の指定はない。

表 III－2－8． 12 土壌の汚染に係る環境基準

| 項 目 | 環 境上の条件 |
| :---: | :---: |
| カドミウム | 検液 1 もにつき0．01mg以下であり，かつ農用地においては米 1 kg につ き1mg未満であること |
| 全シアン | 検液中に検出されないこと |
| 有機燐 | 検液中に検出されないこと |
| 鉛 | 検液 1 l につき0．01mg以下であること |
| 六価クロム | 検液 1 l につき 0.05 mg 以下であること |
| 砒素 | 検液 1 l につき0．01mg以下であり，かつ農用地（田に限る）において は土壌1kgにつき 15 mg 未満 |
| 総水銀 | 検液 1 l につき 0.0005 mg 以下であること |
| アルキル水銀 | 検液中に検出されないこと |
| P C B | 検液中に検出されないこと |
| 銅 | 農用地（田に限る）においては土壌1kgにつき125mg未満 |
| ジクロロメタン | 検液 $1 \ell$ につき 0.02 mg 以下であること |
| 四塩化炭素 | 検液 1 l につき0．002mg以下であること |
| 1，2－ジクロロエタン | 検液 1 l につき0．004mg以下であること |
| 1，1－ジクロロエチレン | 検液 1 l につき0．02mg以下であること |
| シス－1，2－ジクロロエチレン | 検液 1 l につき $0.04 \mathrm{mg以下}$ 以゙あること |
| 1，1，1－トリクロロエタン | 検液 1 l につき1mg以下であること |
| 1，1，2－トリクロロエタン | 検液 1 l につき0．006mg以下であること |
| トリクロロエチレン | 検液 1 も につき0．03mg以下であること |
| テトラクロロエチレン | 検液 1 l につき0．01mg以下であること |
| 1，3－ジクロロプロペン | 検液 1 l につき0．002mg以下であること |
| チウラム | 検液 1 も につき0．006mg以下であること |
| シマジン | 検液 1 も につき 0.003 mg 以下であること |
| チオベンカルブ | 検液 1 l につき0．02mg以下であること |
| ベンゼン | 検液 $1 \ell$ につき $0.01 \mathrm{mg以下}$ 以゙あること |
| セレン | 検液 1 l につき0．01mg以下であること |
| ふつ素 | 検液 $1 \ell$ につき 0.8 mg 以下であること |
| ほう素 | 検液 $1 \ell$ につき1mg以下であること |
| 備考：1）環境上の条件のらち検液中濃度に係るものにあっては付表に定める方法により検液を作成し，これを用い て測定を行うものとする。 <br> 2）カドミウム，鉛，六価クロム，砒素，総水銀，セレン，ふつ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては，汚染土壌が地下水面から離れており，かつ，原状において当該地下水中のこれ らの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 そ につき $0.01 \mathrm{mg}, ~ 0.01 \mathrm{mg}, ~ 0.05 \mathrm{mg}, ~ 0.01 \mathrm{mg}, ~ 0.0005 \mathrm{mg}, ~ 0.01 \mathrm{mg}, ~ 0.8 \mathrm{mg}$及び 1 mg を超えていない場合には，それぞれ検液 1 も につき $0.03 \mathrm{mg}, ~ 0.03 \mathrm{mg}, ~ 0.15 \mathrm{mg}, ~ 0.03 \mathrm{mg}, ~ 0.0015 \mathrm{mg}$ ， 0.03 mg ， 2.4 mg 及び 3 mg とする。 <br> 3）「検液中に検出されないこと」とは，当該測定項目毎に指定された測定方法により測定した場合において， その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 <br> 4）有機燐とは，パラチオン，メチルパラチオン，メチルジメトン及びEPNをいう。 |  |

「平成3年 環告第46号」

表 III－2－8． 13 農用地土壌汚染対策地域の指定要件（要点抜粋）

| 特定物質物質 | かド汭及びその化合物 | 銅及びその化合物 | 砒素及びその化合物 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 指定基準 | 米 1 kg につき1mg以上 | 土壌1kgにつき125mg以上 （田に限る） | 土壌1kgにつき 15 mg 以上 （田に限る） |

「昭和46年 政令第204号」

表 III－2－8． 14 土壌汚染対策法による指定区域の指定基準

| 項 目 | 溶出量基準 | 含有量基準 |
| :---: | :---: | :---: |
| カドミウム | $0.01 \mathrm{mg} / \ell$ 以下 | 150mg／kg以下 |
| 全シアン | 検出されないこと | （遊離汭） $50 \mathrm{mg} / \mathrm{kg以下}$ |
| 有機燐 | 検出されないこと |  |
| 鉛 | $0.01 \mathrm{mg} / \ell$ 以下 | 150mg／kg以下 |
| 六価クロム | $0.05 \mathrm{mg} / \ell$ 以下 | 1250mg／kg以下 |
| 砒素 | $0.01 \mathrm{mg} / \ell$ 以下 | $150 \mathrm{mg} / \mathrm{kg}$ 以下 |
| 総水銀 | $0.0005 \mathrm{mg} /$ ¢ 以下 | $15 \mathrm{mg} / \mathrm{kg以下}$ |
| アルキル水銀 | 検出されないこと |  |
| P C B | 検出されないこと |  |
| ジクロロメタン | $0.02 \mathrm{mg} / \ell$ 以下 |  |
| 四塩化炭素 | $0.002 \mathrm{mg} / \ell$ 以下 |  |
| 1，2－ジクロロエタン | $0.004 \mathrm{mg} / \ell$ 以下 |  |
| 1，1－ジクロロエチレン | $0.02 \mathrm{mg} / \ell$ 以下 |  |
| シス－1，2－ジクロロエチレン | $0.04 \mathrm{mg} / \ell$ 以下 |  |
| 1，1，1－トリクロロエタン | $1 \mathrm{mg} / \ell$ 以下 |  |
| 1，1，2－トリクロロエタン | $0.006 \mathrm{mg} /$ ¢ 以下 |  |
| トリクロロエチレン | $0.03 \mathrm{mg} / \ell$ 以下 |  |
| テトラクロロエチレン | $0.01 \mathrm{mg} / \ell$ 以下 |  |
| 1，3－ジクロロプロペン | $0.002 \mathrm{mg} /$ ¢ 以下 |  |
| チウラム | $0.006 \mathrm{mg} / \ell$ 以下 |  |
| シマジン | $0.003 \mathrm{mg} / \ell$ 以下 |  |
| チオベンカルブ | $0.02 \mathrm{mg} / \ell$ 以下 |  |
| ベンゼン | $0.01 \mathrm{mg} / \ell$ 以下 |  |
| セレン | $0.01 \mathrm{mg} / \ell$ 以下 | 150mg／kg以下 |
| ふつ素 | $0.8 \mathrm{mg} /$ 生以下 | 4， $000 \mathrm{mg} / \mathrm{kg}$ 以下 |
| ほう素 | $1 \mathrm{mg} / \ell$ 以下 | 4， $000 \mathrm{mg} / \mathrm{kg以下}$ |

（平成14年 環令第29号）

## オ．ダイオキシン類

（ア）環境基準
ダイオキシン類対策特別措置法に基づくダイオキシン類による大気の汚染，水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準は，表III－2－ 8.15 に示すとおりである。

表III－2－8．15 ダイオキシン類に係る環境基準

| 媒体 | 基 準 値 | 測 定 方 法 |
| :---: | :---: | :---: |
| 大 気 | $0.6 \mathrm{pg}-\mathrm{TEQ} / \mathrm{m}^{3}$ 以下 | ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取 り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能 ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法 |
| 水 質 （水底の底質の汚染を除く） | $1 \mathrm{pg}-\mathrm{TEQ} /$ l 以下 | 日本工業規格K0312に定める方法 |
| 水底の底質 | 150 pg－TEQ／g 以下 | 水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し，高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法 |
| 土 壌 | 1，000 pg－TEQ／g 以下 | 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出 し，高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定 する方法 |

備考：1）基準値は，2，3，7，8－四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性に換算した値とする。
2）大気及び水質（水底の底質を除く）の基準値は，年間平均値とする。
3）土壌にあたつては，環境基準が達成されている場合であって，土壌中のダイオキシン類の量 が $250 \mathrm{pg}-\mathrm{TEQ} / \mathrm{g}$ 以上の場合には，必要な調査を実施することとする。
注1）大気の汚染に係る環境基準は，工業専用地域，車道その他の一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
2）水質（水底の底質の汚染を除く）の汚濁に係る環境基準は，公共用水域及び地下水について適用する。
3 ）水底の底質の汚染に係る環境基準は，公共用水域の水底の底質について適用する。
4）土壌の汚染に係る環境基準は，廃棄物の埋立地その他の場所であって，外部から適切に区別されてい る施設に係る土壌については適用しない。

「平成11年 環告第68号」

## 力．騒 音

（ア）環境基準
環境基本法に基づく騒音に係る環境基準は，一般地域，道路に面する地域，飛行場周辺の地域，新幹線沿線の地域別に設定されている。

一般地域と道路に面する地域の騒音に係る環境基準は表III－2－8．16，環境基準の類型を当てはめる地域は，表III－2－8．17に示すとおりである。
対象事業実施区域は，現在は用途地域が指定されていない地域であることから，環境基準は当てはめられていないが，事業実施後は用途地域が指定されるため，環境基準の適用を受けることになる。

表 III－2－8．16 騒音に係る環境基準

| 地域の類型 | 基 |  |
| :---: | :---: | :---: |
|  | 準 | 値 |
| A A | 昼 間 | 間 |
| A及び B | 55 dB 以下下 | 40 dB 以下 |
| C | 60 dB 以下 | 45 dB 以下 |

注1）時間の区分は，昼間を午前6時から午後10時までの間とし，夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。
2）A Aを当てはめる地域は，療養施設，社会福祉施設等が集合して設置 される地域など特に静穏を要する地域とする。
3 ）Aを当てはめる地域は，専ら住居の用に供される地域とする。
4）Bを当てはめる地域は，主として住居の用に供される地域とする。
5）Cを当てはめる地域は，相当数の住居と併せて商業，工業等の用に供 される地域とする。

ただし，次表に掲げる地域に該当する地域（以下，「道路に面する地域」とい う。）については，上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

| 地域の区分 | 基 |  |
| :---: | :---: | :---: |
|  | 準 | 値 |
| A地域のらち2車線以上の車線を有する <br> 道路に面する地域 | $60 \mathrm{dB以下}$ | $55 \mathrm{dB以下}$ |
| B 地域のうち2車線以上の車線を有する <br> 道路に面する地域及びC地域のうち車 <br> 線を有する道路に面する地域 | $65 \mathrm{dB以下}$ | $60 \mathrm{dB以下}$ |

注）車線とは，1絶列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員 を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において，幹線交通を担ら道路に近接する空間については，上表 にかかわらず，特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。


「平成10年 環告第64号」

表III－2－8．17 環境基準の類型を当てはめる地域の指定

| 地域の類型 | $\begin{array}{c}\text { 該 当 地 域 } \\ \hline \text { A }\end{array}$ |
| :---: | :--- |
| 第一種低層住居専用地域，第二種低層住居専用地域，第一種中高層 |  |
| 住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域 |  |$\}$

注）対象市町村：甲府市，富士吉田市，塩山市，都留市，山梨市，大月市，韮崎市，南 アルプス市，甲斐市，石和町，市川大門町，増穂町，身延町，玉穂町，昭和町，田富町，上野原町

「平成7年 県告第368号」
（イ）規制基準等
騒音規制法に基づく特定工場騒音に係る規制基準及び規制地域の指定状況は表III－2－8．18及び図III－2－8． 4 に示すとおりである。対象事業実施区域は，第 2 種区域に指定されている。

また，特定建設作業に係る規制基準は，表III－2－8． 19 に示すとおりである。

表III－2－8．18 騒音規制法に基づく特定工場等に係る規制基準

| 時間の <br> 区分 | 昼 <br> 午前 8 間 <br> 午後 7 時まらで | 朝 <br> 午前6時から <br> 午前 8 時まで | 夕 <br> 午後 7 時から <br> 午後 10 時まで | 夜 |
| ---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 間 <br> 午後 10 時から <br> 翌午前6時まで |  |  |  |  |
| 第 1 種区域 | 50 dB | 45 dB | 45 dB |  |
| 第 2 種区域 | 55 dB | 50 dB | 45 dB |  |
| 第 3 種区域 | 65 dB | 60 dB | 50 dB |  |
| 第 4 種区域 | 70 dB | 65 dB | 60 dB |  |

注）1 第1種区域 良好な住居の環境を保全するため，特に静穏の保持を必要とする区域
（図III－2－8．4に示す緑色の区域）
2 第 2 種区域 住居の用に供されているため，静穏の保持を必要とする区域 （図III－2－8．4に示す黄色の区域）
3 第3種区域 住居の用にあわせて商業，工業等の用に供されている区域であって，騒音の発生を防止する必要がある区域 （図III－2－8．4に示す赤色の区域）
4 第 4 種区域 主として工業等の用に供されている区域であって，著しい騒音の発生を防止 する必要がある区域
（図III－2－8．4に示す青色の区域）
「昭和52年 県告第66号」

表III－2－8． 19 騒音規制法に基づく特定建設作業騒音に係る規制基準

| 区域の区分 | 敷地の境界に おける騒音の大きさ | 作業できない時間帯 | 1日当たり の作業時間 | 同一場所で の作業日数 | $\begin{gathered} \text { 作業でき } \\ \text { ない日 } \end{gathered}$ |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 別表の第1号 に掲げる区域 | 85 dB を超え ないこと | 午後7時から翌日午前7時まで | 10時間を超えない | 連続6日間 <br> を超えない | $\begin{aligned} & \text { 日曜日その } \\ & \text { 他の休日 } \end{aligned}$ |
| 別表の第2号 に掲げる区域 |  | 午後10時から翌日午前6時まで | 14時間を超えない |  |  |

別表

| 第1号 | 昭和52年山梨県告示第66号により指定した地域のうち，次に掲げる区域 <br> 一 第 1 種区域，第 2 種区域及び第 3 種区域 <br> 二 第 4 種区域のうち次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね80メートル以内の区域 <br> 1 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校 <br> 2 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条に規定する保育所 <br> 3 医療法（昭和 23 年法律第205号）第 1 条の五第 1 項に規定する病院及び同法第 2 項 に規定する診療所のらち患者の収容施設を有するもの <br> 4 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館 <br> 5 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の三に規定する特別老人養護ホーム |
| :---: | :---: |
| 第2号 | 昭和52年山梨県告示第66号により指定された地域のうち，前号に掲げる区域以外 の区域 |



騒音規制法に基づく指定地域内の自動車騒音の限度は表III－2－8．20，21に示 すとおりである。

対象事業実施区域周辺は，b区域の規制基準の適用を受ける。

表III－2－8． 20 騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度

| 区域の区分 時間の区分 | 限 度 |  |
| :---: | :---: | :---: |
|  | 昼 間 | 夜 間 |
| a区域及び b 区域のらち一車線を有する道路に面 する区域 | 65 dB | 55 dB |
| a 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面 する区域 | 70 dB | 65 dB |
| $\begin{aligned} & \mathrm{b} \text { 区域のらち二車線以上の車線を有する道路に面 } \\ & \text { する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面 } \\ & \text { する区域 } \end{aligned}$ | 75 dB | 70 dB |

注1）時間の区分は，昼間を午前6時から午後10時までの間とし，夜間を午後 10 時から翌日 の午前 6 時までの間とする。
2）a 区域は，専ら住居の用に供される地域とする。
3）b区域は，主として住居の用に供される地域とする。
4）c 区域は，相当数の住居と併せて商業，工業等の用に供される地域とする。
ただし，上表に掲げる区域のうち，幹線交通を担う道路に近接する区域 （二車線以上の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15メー トル，二車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20メートルまでの範囲をいう。）に係る限度は次表に掲げるとおりとする。

| 幹線交通を担ら道路に近接する区域の自動車騒音の限度 |  |
| :---: | :---: |
| 昼 間 | 夜 間 |
| 75 dB | 70 dB |

「平成12年 総令第15号」

表III－2－8．21 自動車騒音の限度の区域の類型を当てはめる地域の指定

| 区域の類型 | 該 当 地 域 |
| :---: | :--- |
| a 区域 | 第 1 種区域及び第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域 |
| b 区域 | 第 2 種区域から第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域を <br> 除いた地域 |
| c 区域 | 第 3 種区域及び第 4 種区域 |

備考 1 第1種～第 4 種区域とは，特定工場等において発生する騒音について規制する地域の指定 （昭和52年 県告示第66号）において定める区域をいう。
2 第一種及び第二種中高層住居専用地域とは都市計画法第 8 条第 1 項の規定により定められた地域をいう。

「平成12年 県告第161号」

## キ．振 動

振動規制法に基づく特定工場振動に係る規制基準及び規制地域の指定状況は，表 III－2－8．22及び図III－2－8． 5 に示すとおりである。対象事業実施区域は，第 1 種区域に指定されている。

また，特定建設作業に係る規制基準は，表III－2－8．23に示すとおりである。

表III－2－8．22 振動規制法に基づく特定工場等の規制基準

| 時間の区分 | 昼 <br> 午間 <br> 前8時から <br> 時まで | 夜 <br> 午後7時から <br> 翌午前8時まで |
| :---: | :---: | :---: |
| 第 1 種区域 | 60 dB | 55 dB |
| 第 2 種区域 | 65 dB | 60 dB |

注）1 第1種区域 静穏な環境を保全する必要があるる区域
（図III－2－8．5に示す緑色の区域）
2 第2種区域 著しい振動の発生を防止する必要がある区域
（図III－2－8．5に示す黄色の区域）
「昭和54年 県告第100号」

表III－2－8．23 振動規制法に基づく特定建設作業振動に係る規制基準

| 区域の区分 | 敷地の境界 における振動の大きさ | 作業できない時間帯 | 1日当たり の作業時間 | 同一場所で の作業日数 | 作業でき ない日 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 付表の第1号 に掲げる区域 | 75 dB を超え ないこと | 午後 7 時から翌日午前7時まで | 10時間を超えない | 連続6日間 を超えない | $\begin{aligned} & \text { 日曜日そ } \\ & \text { の他の休 } \\ & \text { 日 } \end{aligned}$ |
| 付表の第2号 に掲げる区域 |  | 午後10時から翌日午前6時まで | 14時間を超えない |  |  |

付表


「昭和51年 総令第58号」
「昭和54年 県告第100号」


振動規制法に基づく指定地域内の道路交通振動の要請限度は表III－2－8．24に示 すとおりである。

対象事業実施区域周辺は，第2種区域の規制基準の適用を受ける。

表III－2－8．24 振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度

| 時間の区分 | 限 |  |
| :---: | :---: | :---: |
|  | 昼 間 <br> 午前8時から <br> 午後7時まで | 夜 間 <br> 午後7時から <br> 翌午前8時まで |
| 第 1 種区域 | 65 dB | 60 dB |
| 第 2 種区域 | 70 dB | 65 dB |

注）区域の区分及び時間の区分は，特定工場等に係る規制基漼の規定に漼ずる。
「昭和51年 総令第58号」
「昭和54年 県告第102号」

## ク．悪 臭

## （ア）悪臭防止法による規制

悪臭防止法では，①敷地境界線の地表における大気中の特定悪臭物質の濃度，
（2）事業場の煙突その他の気体排出施設から排出されるものの当該施設の排出口 における気体中の特定悪臭物質の濃度，（3）事業場から排出されるものの当該事業場の敷地外における排出水中の特定悪臭物質の濃度について，規制基準が定めら れている。

敷地境界線の地表における大気中の特定悪臭物質の規制基準は，表III－2－ 8．25，排出口における気体中の特定悪臭物質の規制基準は，表III－2－8．26，排出水中の特定悪臭物質の規制基準は，表III－2－8．27に示すとおりである。

対象事業実施区域は，B区域の規制基準の適用を受ける。

表III－2－8．25 事業場の敷地境界線の地表における規制基準

| $\qquad$ | 規 制 基 準（ppm） |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | A区域 | B 区域 | C区域 |
| アンモニア | 1 | 2 | 5 |
| メチルメルカプタン | 0.002 | 0.004 | 0.01 |
| 硫化水素 | 0.02 | 0.06 | 0.2 |
| 硫化メチル | 0.01 | 0.05 | 0.2 |
| 二硫化メチル | 0.09 | 0.03 | 0.1 |
| トリメチルアミン | 0.005 | 0.02 | 0.07 |
| アセトアルデヒド | 0.05 | 0.1 | 0.5 |
| プロピオンアルデヒド | 0.05 | 0.1 | 0.5 |
| ノルマルブチルアルデヒド | 0.009 | 0.03 | 0.08 |
| イソブチルアルデヒド | 0.02 | 0.07 | 0.2 |
| ノルマルバレルアルデヒド | 0.009 | 0.02 | 0.05 |
| イソバレルアルデヒド | 0.003 | 0.006 | 0.01 |
| イソブタノール | 0.09 | 4 | 20 |
| 酢酸エチル | 3 | 7 | 20 |
| メチルイソブチルケトン | 1 | 3 | 6 |
| トルエン | 10 | 30 | 60 |
| スチレン | 0.4 | 0.8 | 2 |
| キシレン | 1 | 2 | 5 |
| プロピオン酸 | 0.03 | 0.07 | 0.2 |
| ノルマル酪酸 | 0.001 | 0.002 | 0.006 |
| ノルマル吉草酸 | 0.0009 | 0.002 | 0.004 |
| イソ吉草酸 | 0.001 | 0.004 | 0.01 |

備考：区域の区分は，以下のとおりとする。
1 A区域：図面（図III－2－8．6）中において緑色に色分けした区域
2 B区域：図面（図III－2－8．6）中において黄色に色分けした区域
3 C 区域：図面（図III－2－8．6）中において赤色に色分けした区域）
「昭和51年 県告第235号」


表III－2－8．26 排出口における気体中の特定悪臭物質の規制基準

| 排出口における特定悪臭物質の規制基準は，次式により算出して得た流量とする。 $\mathrm{q}=0.108 \times \mathrm{H}_{\mathrm{e}}{ }^{2} \times \mathrm{C}_{\mathrm{m}}$ <br> $\mathrm{q}:$ 流量（単位は， $0^{\circ} \mathrm{C}, ~ 1$ 気圧の状態に換算した $\mathrm{m}^{3} /$ 時） <br> $H_{e}$ ：次項に規定する方法により補正された排出口の高さ（m） <br> $\mathrm{C}_{\mathrm{m}}$ ：以下に示す敷地境界の地表における大気中の規制基準値 |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 区域の区分 | 規制基準 $\mathrm{C}_{\mathrm{m}}$（ppm） |  |  |
| 特定悪臭物質 | A区域 | B 区域 | C区域 |
| アンモニア | 1 | 2 | 5 |
| 硫化水素 | 0.02 | 0.06 | 0.2 |
| トリメチルアミン | 0.005 | 0.02 | 0.07 |
| プロピオンアルデヒド | 0.05 | 0.1 | 0.5 |
| ノルマルブチルアルデヒド | 0.009 | 0.03 | 0.08 |
| イソブチルアルデヒド | 0.02 | 0.07 | 0.2 |
| ノルマルバレルアルデヒド | 0.009 | 0.02 | 0.05 |
| イソバレルアルデヒド | 0.003 | 0.006 | 0.01 |
| イソブタノール | 0.09 | 4 | 20 |
| 酢酸エチル | 3 | 7 | 20 |
| メチルイソブチルケトン | 1 | 3 | 6 |
| トルエン | 10 | 30 | 60 |
| キシレン | 1 | 2 | 5 |

「昭和47年 総令第39号」
「昭和51年 県告第235号」

表III－2－8．27 排出水中の特定悪臭物質の規制基準

| 対象とする特定悪臭物質 | 排出水の流量 （ $\mathrm{m}^{3} /$ 秒） | 規制基準 $\mathrm{C}_{\text {Lm }}$（mg／$/$ ） |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | A区域 | B区域 | C区域 |
| メチルメルカプタン | 0．001以下 | 0.03 | 0.06 | 0.2 |
|  | 0．001を超え0．1以下 | 0.007 | 0.01 | 0.03 |
|  | 0．1を超える | 0． 002 ＊ | 0.003 | 0.007 |
| 硫化水素 | 0．001以下 | 0.1 | 0.3 | 1 |
|  | 0．001を超え0．1以下 | 0.02 | 0.07 | 0.2 |
|  | 0．1を超える | 0.005 | 0.002 | 0.05 |
| 硫化メチル | 0．001以下 | 0.3 | 2 | 3 |
|  | 0．001を超え0．1以下 | 0.07 | 0.3 | 1 |
|  | 0．1を超える | 0.01 | 0.07 | 0.3 |
| 二硫化メチル | 0．001以下 | 0.6 | 2 | 6 |
|  | 0．001を超え0．1以下 | 0.1 | 0.4 | 1 |
|  | 0．1を超える | 0.03 | 0.09 | 0.3 |

注）有効数字 1 桁で判断する。（測定値も有効数字 1 桁）

* 測定条件から

「昭和47年 総令第39号」「昭和51年 県告第235号」

## （イ）山梨県悪臭防止対策指導指針による規制

山梨県では，「山梨県悪臭防止対策指導指針」により平成 10 年 9 月から臭気指数による臭気対策を進めている。工場等（その他の工場，事業場）の敷地境界線 における基準は，表III－2－8．28に示すとおりである。対象事業実施区域は，B区域の規制基準の適用を受ける。

表III－2－8．28 悪臭防止対策指導指針による指導基準値

| 業 種 | 規制区域の臭気強度に対応する臭 <br> 気指数 |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | A区区域 <br> $(2.5)$ | B区区域 <br> $(3.0)$ | C区域 <br> $(3.5)$ |
| その他の工場，事業場 | 15 | 18 | 21 |

## ケ．地盤沈下

山梨県では，地下水の無秩序な採取を規制して地下水資源を保護するとともに地盤沈下を未然に防止する観点から，「山梨県地下水資源の保護および採取適正化に関する指導要綱」（昭和48年6月 県公告）を定め，地下水採取の規制を行っている。要綱では，採取適正化地域（第 1 種地域及び第 2 種地域）を設定し，一定量以上 の地下水を採取する場合の井戸設置者の手続き及び技術上の基準を定めている。昭和町は全域が第 1 種地下水採取適正化地域に指定されている。

9．その他
（1）山梨県環境首都憲章
山梨県では，目指すべき県土像として「環境首都」を掲げ，平成5年4月に「山梨県環境首都憲章」を制定している。この中で，表III－2－9． 1 に示すように基本理念，目指すべき社会，県民•事業者•行政の役割，行動規範•活動指針が示され ている。

表III－2－9． 1 山梨県環境首都憲章の概要

| 第1 基本理念 |  |
| :---: | :---: |
| 1 快適な環境の享受の保障 | さわやかな空気，清らかな水，美しい景観などの環境の恵みを，すべて の県民が受けられるよう，将来にわたつて良好な環境を保持することを確認する。 |
| 2 将来の世代に良好な環境を引き継ぐ責務 | 将来の世代にも健康で文化的な生活を営む権利が保障されなければな らないことを認識し，健全で恵み豊かな環境を未来に引き継いでいくた め，適正に環境の保全を行う責務があることを確認する。 |
| 3 人と自然との共生を基本とした環境倫理 | 地球環境は，動物や植物を含めたすべての生命と分かち合うものである ことを認識し，あらゆる活動を自然の理にかなったものにしていくことを確認する。 |
| 4 地球環境問題への積極的な対応 | 地球家族の一員として，世界の国々の人たちと連携する中で，積極的に行動する責務があることを認識する。 |
| 5 持続可能な社会の構築 | 環境への負荷を少なくし，持続的に発展していくことが可能な社会を構築するため，それぞれの果たすべき役割の下に，適切に行動する責務があ ることを確認する。 |
| 第2 目指すべき社会－ | 境首都•山梨」実現のために一 |
| 1 本県固有の豊かな自然環境の保全 | 受け継いできた豊かな自然を将来にわたり守り育てていくよう努める。 |
| 2 快適な生活環境の創造 に向けたたゆみない努力 | 大気汚染，水質汚濁等の環境問題を自らの問題として受け止め，その改善に全力で取り組み，将来にわたつて快適な生活環境の創造に努める。 |
| 3 環境への関心が高い県民性の滋養 | 県民，事業者，行政が環境に対して高い意識を持ち，環境に配慮した行動や環境問題の解決に向けた行動が社会ぐるみで行われ，その取り組みが県民性として根づくよう努める。 |
| 4 地球的視点に立った取 り組み | 地球的な視点に立った活動を全県的に展開するとともに，世界各地との間で情報や技術の交流を行い，相互協力を積極的に進め，地球環境問題の解決に貢献する。 |
| 5 さわやかで，美しく，誇りが持てる郷土づくり | 健全で恵み豊かな環境の創造と世界に誇れる環境水準の達成を目指し， すべての県民が自信を持って誇れる，さわやかで，美しい郷土づくりに努 める。 |
| 第3 県民，事業者，行政の |  |
| $\begin{array}{cl} 1 & \text { 主役としての県民の役 } \\ \text { 割 } & \end{array}$ | 環境問題に取り組む主役として，大気，水質，ごみなど環境問題の現状，課題を認識するとともに，その原因が日常生活にあることを認識した上で環境保全と創造のためにできること考え，地球にやさしい生活様式の確立 を目指した活動をする主役としての役割を担う。 <br> また，国，県，市町村等が実施する環境に係わる施策に協力する責務が ある。 |
| 2 企業市民としての事業者の役割 | 環境保全と創造に努める社会的責務があることを認識し，生産，販売，廃棄などの事業活動の各段階において環境への負荷を少なくするよう，循環型経済システムの確立を目指して活動する企業市民としての役割を担 う。 <br> また，国，県，市町村等が実施する環境に係わる施策に協力する責務が ある。 |
|  | あらゆる分野にわたり環境の視点から施策の調整を図りながら，「環境首都•山梨」づくりのための事業を推進する責務がある。 <br> また，県民，事業者の理解と協力の下に環境についての知識の普及や啓発に努める自治体としての役割を担う。 |
| 第4 行動規範•活動指針 |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

## （2）山梨県環境基本条例

山梨県は，「山梨県環境基本条例」（平成16年3月30日 県条例第2号）を制定し，平成16年4月1日から施行している。山梨県環境基本条例は，環境の保全及び創造に ついて，基本理念を定め，並びに県民，事業者及び県の責務を明らかにするととも に，環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより，環境 の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し，もつて現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としている。

同条例に基づく基本理念については表III－2－9．2に，県民，事業者及び県の責務 については表 III－2－9．3に示すとおりである。なお，施策の基本的事項，総合的•計画的推進については，現在「環境基本計画」を策定中である。

表III－2－9．2 山梨県環境基本条例の基本理念
1 環境の保全及び創造は，県民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに，その環境を将来の世代へ継承していくよう適切に行われなければならない。
2 環境の保全及び創造は，社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全及び創造に関する行動がすべての者の公平な役割分担の下 に自主的かつ積極的に行われることによって，健全で恵み豊かな環境を維持しつつ，環境 への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されることを旨とし，科学的知見の充実の下に環境の保全上の支障が未然に防がれるこ とを旨とし，並びに地域の特性に応じた環境の保全及び創造に関する行動により人と自然 とが共生する潤いのある環境が確保されることを旨として，行われなければならない。
3 地球環境保全は，すべての日常生活及び事業活動において積極的に推進されなければな らない。

表III－2－9．3 県民，事業者及び県の責務

| 県 民 | 1 県民は，前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり，環境の保全上の支障を防止するため，その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。 <br> 2 前項に定めるもののほか，県民は，基本理念にのっとり，環境の保全及び創造に自ら努めるとともに，県が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。 |
| :---: | :---: |
| 事業者 | 1 事業者は，基本理念にのっとり，その事業活動を行うに当たっては，これに伴って生ずるばい煙，汚水，廃棄物等の処理その他の公害を防止し，又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。 <br> 2 事業者は，基本理念にのっとり，物の製造，加工又は販売その他の事業活動 を行うに当たって，その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合 にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有 する。 <br> 3 前二項に定めるもののほか，事業者は，基本理念にのっとり，物の製造，加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって，その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよ うに努めるとともに，その事業活動において，再生資源その他の環境への負荷 の低減に資する原材料，役務等を利用するように努めなければならない。 <br> 4 前三項に定めるもののほか，事業者は，基本理念にのつとり，その事業活動 に関し，環境の保全及び創造に自ら努めるとともに，県が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。 |
| 県 | $\begin{aligned} & 1 \text { 県は, 基本理念にのつとり, 環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的 } \\ & \text { な施策を策定し, 及び計画的に実施する責務を有する。 } \\ & 2 \text { 県は, 県民, 事業者及び市町村と連携し前項の施策を実施するものとする。 } \\ & \hline \end{aligned}$ |


[^0]:    出典：「山梨県統計年鑑」（山梨県）

[^1]:    注1）－は沈下を示す。
    2）平均沈下量は 5 年間の平均値。
    出典：「平成15年版 やまなしの環境2003」（平成15年11月 山梨県森林環境部森林環境総務課）

